

中国地方における人口の社会減抑制のための
移住定住促進方策調査報告書

平成 2 5 年 3 月
中国経済連合会

目 次

	頁
調査の趣旨	1
第Ⅰ章 わが国および全国各地域における人口の減少の状況	2
1. わが国および中国地方の将来人口予測（総人口，年少人口，高齢化率） ...	2
2. 全国各地域における人口の自然増減と社会増減	2
第Ⅱ章 中国地方の自然増減・社会増減の状況	6
1. 中国地方全体および中国地方各県の自然増減・社会増減	6
2. 全国他地域間での転出入状況	6
（1）中国地方全体	7
（2）中国地方各県	9
3. 中国地方各自治体の社会増減の状況	14
（1）社会増の割合が高い自治体	14
（2）社会減の割合が高い自治体	14
第Ⅲ章 中国地方の各県・市町村・団体等の移住定住促進に向けた取り組み ..	16
1. 中国地方各県へのヒアリング結果	16
（1）鳥取県	17
（2）島根県	21
（3）岡山県	24
（4）広島県	28
（5）山口県	31
2. 定住促進に積極的に取り組んでいる市町村へのヒアリング	34
（1）鳥取県鳥取市	34
（2）島根県邑南町	40
（3）岡山県笠岡市	45
（4）広島県世羅町	50
（5）山口県岩国市	55
（6）山口県萩市	58

3. 定住促進等に積極的に取り組んでいる団体等	63
(1) NPO法人田舎暮らしの応援団（鳥取県倉吉市）	63
(2) NPO法人結まーるプラス（島根県江津市）	68
(3) 株式会社西栗倉・森の学校（岡山県西栗倉村）	72

第Ⅳ章 移住定住促進に向けた効果的な方策（提言）

1. 現状の取り組みを踏まえた効果的な方策	77
(1) 移住ステップに対応した県・市町村・地域住民・団体の連携	77
(2) 市町村における推進体制の整備	77
(3) まちづくり・地域づくりの将来ビジョンの策定	78
(4) 効果的な情報発信による働きかけ	79
(5) 移住定住のための仕事と住まいの確保	80
(6) 移住定住者に対するきめ細かなフォローアップ	81
(7) 詳細な転出入データの整備と分析	81
2. 人口の社会減抑制のための根本的な解決策	81
○ 地方分権国家への転換	81

調査の趣旨

中国地方の人口は、わが国全体に比べ10年早い1995年以降、減少に転じており、今後も全国を上回るスピードで減少すると予測されている。（人口問題研究所）

人口減少の大きな要因としては少子化が挙げられるが、当経済連合会においてもこれについて強い危機感を持ち、昨年度は、会員企業アンケートを中心とした「少子化対策に関する調査」を実施し、出生率の向上に向け国、地方自治体、企業などが取り組むべき施策についての提言をとりまとめたところである。

中国地方の人口減少を抑制するためには「自然減」対策としての少子化対策が重要であるが、他方、他地域への人口流出が人口流入を上回る「社会減」にも注目する必要がある。

因みに、中国地方の最近5年間（平成18～22年度）トータルの社会減は約5万9千人と、自然減の約6万9千人をやや下回るものの、かなり高い水準の減少数となっている。（住民基本台帳人口要覧）

そのため、本調査においては、中国地方の人口の社会減の実態を把握・整理したうえで、社会減抑制のための移住定住の促進に向けた効果的な方策について、当地域の自治体等へのヒアリングにより成功要因等を調査・検討し、提言をとりまとめたものである。

第 I 章 わが国および全国各地域における人口の減少の状況

1. わが国および中国地方の将来人口予測（総人口，年少人口，高齢化率）

近年のわが国の合計特殊出生率をみると、2005 年に戦後最低の 1.26 人を記録したが、その後はやや持ち直し、2010 年には 1.39 人と若干の回復傾向にある。しかしながら、人口を維持するに必要とされる 2.02 人をはるかに下回る状況が続いている。

少子化対策については、国、自治体、企業等において取り組みがなされているが、合計特殊出生率があまり上昇していないのは、効果的な少子化対策が、まだまだ不十分であることが大きな要因だと考えられる。

こうしたことから、出生率の大きな改善は見込めず、人口問題研究所の予測によれば、今後、総人口および年少(0～14 歳)人口の大幅な減少は避けられない見通しとなっている。(図表 I-1)

図表 I-1 全国および中国地方の総人口・年少人口等の将来予測

		2005 年 (A)	2035 年 (B)	増減率 (1-B/A)
総人口	全 国	1 億 2,777 万人	1 億 1,068 万人	△13.4%
	中国地方	768 万人	622 万人	△19.0%
年少(0～14 歳)人口	全 国	1,759 万人	1,051 万人	△40.3%
	中国地方	107 万人	61 万人	△43.0%
高齢化率	全 国	20.2%	33.7%	66.8%
	中国地方	23.0%	35.0%	52.2%

(資料) 国立社会保障 人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」(平成 19 年 5 月推計)により作成

図表 I-1 は、全国および中国地方の総人口、年少人口、高齢化率について、2005 年と 2035 年の予測値とを比較したものだが、総人口の減少率は全国が△13.4%に対し、中国地方は△19.0%と 6 ポイント近くも高い結果となっている。

さらに、年少人口の減少率は、全国の△40.3%に対して中国地方△43.0%と中国地方がやや高いが、いずれも 4 割を超えるという極めて大幅な減少になると見込まれている。

他方、高齢化率についてみると、2005 年、2035 年のいずれの時点においても中国地方が全国に比べやや高いが、増加率は中国地方の 52.2%に対し全国は 66.8%と高く、今後、全国の高齢化が一層進展していくことが伺える。

2. 全国各地域における人口の自然増減と社会増減

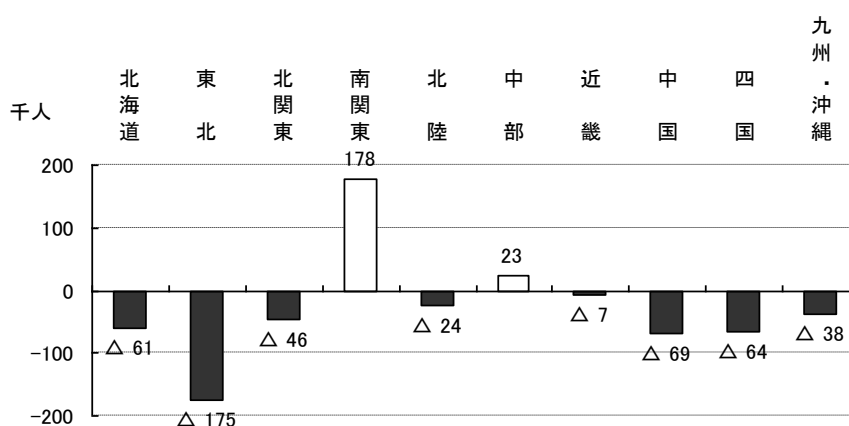
人口減少というと、とかく出生者数の減少などに伴う自然減をイメージするが、これは国全体でみた場合であり、全国各地域や都道府県などの自治体から

みれば、転入者数から転出者数を差し引いた社会増減による人口変動も当該地域の人口に大きな影響を与える。したがって、社会減をいかに減らすか、さらには社会増をいかに増やすかが重要になる。

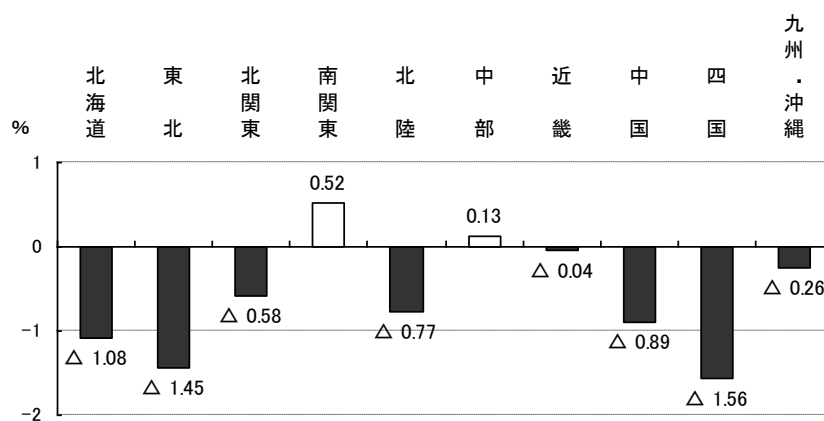
そこで、全国各地域における最近5年間累計の自然増減数と自然増減率、および社会増減数と社会増減率がどのような状況にあるのかをみた。その結果は図表 I-2、I-3 のとおりである。

図表 I-2 全国各地域の自然増減

【自然増減数 (H18～H22 年度累計)】



【自然増減率 (H17 年度末人口に対する H18～H22 年度自然増減数累計)】



(注 1) 地域区分 (以下同じ)

北海道:北海道 東北:青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県, 新潟県 北関東:茨城県, 栃木県, 群馬県, 山梨県
 南関東:埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県 北陸:富山県, 石川県, 福井県 中部:長野県, 岐阜県, 静岡県, 愛知県, 三重県
 近畿:滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県 中国:鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県
 四国:徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県 九州・沖縄:福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県, 沖縄県

(資料) 住民基本台帳人口要覧より作成

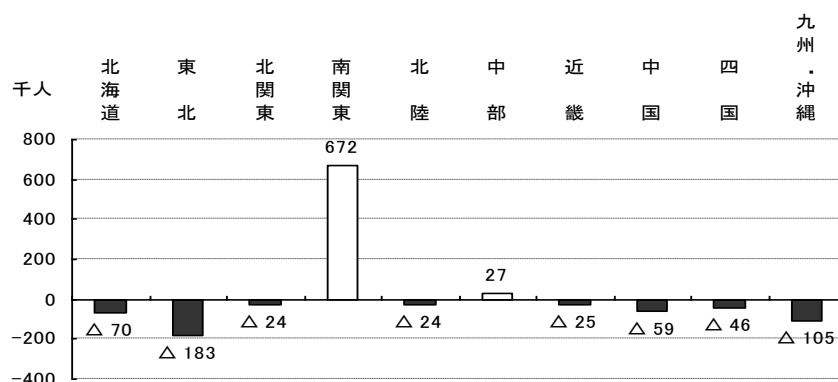
図表 I-2 により全国各地域における最近 5 年間の自然増減数をみると、増加しているのは南関東と中部の 2 地域であり、増加数はそれぞれ 178 千人、23 千人となっている。

他方、その他の 8 地域は減少しているが、減少数が最も多いのが東北の△175 千人であり、続いて中国の△69 千人となっている。

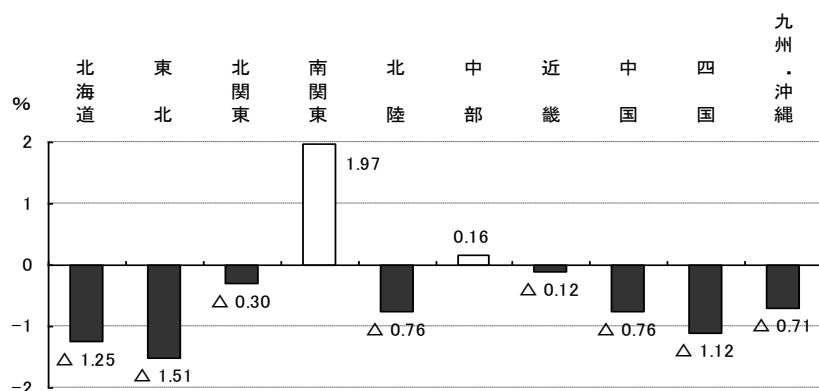
ただ、この増減数が大きいかどうかについては、各地域の人口との関係でみる必要があるため、増減率に関するグラフをみたところ南関東が 0.52%、中部が 0.13%の増加率となっている。これに対し、減少率は四国が△1.56%と最も高く、次いで、減少数が最も多かった東北が△1.45%、そして北海道が△1.08%、さらに当中国地方が△0.89%と続いており、中国地方は自然減が生じた 8 地域中、減少率の高い方から 4 番目に位置している。

図表 I-3 全国各地域の社会増減

【社会増減数 (H18～H22 年度累計)】



【社会増減率 (H17 年度末人口に対する H18～H22 年度社会増減数累計)】



(資料) 住民基本台帳人口要覧より作成

(注 2) 上記社会増減数については、増加数合計と減少数合計が一致していないが、これは、①国外からの転入者および国外への転出者や、②帰化した人および国籍離脱した人が含まれていること、さらには、③調査期間が 4 月 1 日から 3 月 31 日であり、転勤や進学時期との関係で転出入の届出が年度をまたがるケースがあることなどによる。(国土地理院に確認)

次に、図表 I-3 により、全国各地域の社会増減の状況をみると、自然増減と同様、南関東と中部のみが増加し、その他の地域は減少している。南関東と中部の増加数は、それぞれ 672 千人、27 千人であり、増加率は南関東が 1.97%、中部が 0.16%となっている。

他方、減少している 8 地域についてみると、最も減少数が多いのは東北の△183 千人であり、続いて九州・沖縄の△105 千人、北海道の△70 千人となっている。中国地方の減少数は△59 千人であり、減少数からみれば 8 地域中、4 番目である。

また、着目すべき減少率については、減少数が最も多い東北が△1.51%と最も高く、次いで北海道△1.25%、四国△1.12%となっている。中国地方の減少率は北陸と並んで△0.76%であり、8 地域中 4 番目の高さとなっている。

さらに、図表 I-2、I-3 により自然増減、社会増減のいずれもが減少した 8 地域について両者の状況をみると、社会減少率が自然減少率を上回った地域が 3 地域（北海道、東北、九州・沖縄）ある。そのうち九州・沖縄地方については、自然減少率△0.26%に対し、社会減少率は△0.71%と 3 倍近い値を示している点が特徴的であるが、これは九州・沖縄地方の自然減少率が他地域に比べて低いことによるものである。

第Ⅱ章 中国地方の自然増減・社会増減の状況

1. 中国地方全体および中国地方各県の自然増減・社会増減

ここでは中国地方全体および中国地方各県の自然増減および社会増減の状況について、前章と同様、H18～H22 年度累計数をみるとともに、H17 年度末人口に対する割合をみた。これを示したのが図表Ⅱ-1 である。

図表Ⅱ-1 中国地方全体および中国地方各県の自然増減・社会増減の状況

(増減数は H18～22 年度累計，増減率は H17 年度末対比)

団体名	17 年度末人口(人)	自然増減数(人)	自然増減率(%)	社会増減数(人)	社会増減率(%)
鳥取県	610,434	-8,711	-1.43	-9,510	-1.56
島根県	744,677	-15,545	-2.09	-10,914	-1.47
岡山県	1,954,919	-11,304	-0.58	-9,558	-0.49
広島県	2,870,907	-5,844	-0.20	-12,335	-0.43
山口県	1,499,002	-27,258	-1.82	-16,343	-1.09
計	7,679,939	-68,662	-0.89	-58,660	-0.76

(資料) 住民基本台帳人口要覧より作成

図表Ⅱ-1 において、中国地方全体の自然増減率と社会増減率をみると、自然減少率が△0.89%に対し社会減少率は△0.76%とやや低いものの、あまり差がない状況である。

次に、自然増減率について各県別にみると、島根県が△2.09%と減少率が最も高く、次いで山口県の△1.82%となっている。

他方、社会増減率については、鳥取県が△1.56%と減少率が最も高く、島根県が△1.47%と続いており、山陰 2 県の減少率が高いことが伺える。

なお、広島県と岡山県の社会増減率については、いずれも△0.5%以下であり、中国 5 県の中では比較的低い減少率となっている。

このように上記データは、出生数の増加といった自然減対策のみならず、社会減対策の必要性を物語っており、第Ⅲ章で述べる行政および団体等の定住促進に対する取り組みに結びついている。

2. 全国他地域間での転出入状況

前節では、中国地方全体と各県においては、人口減少の要因として自然減はもとより、社会減の影響も大きいことが伺われたが、本節では、全国のどの地域への転出超過数が多いのか、あるいは転入超過数が多いのかを探った。

（１）中国地方全体

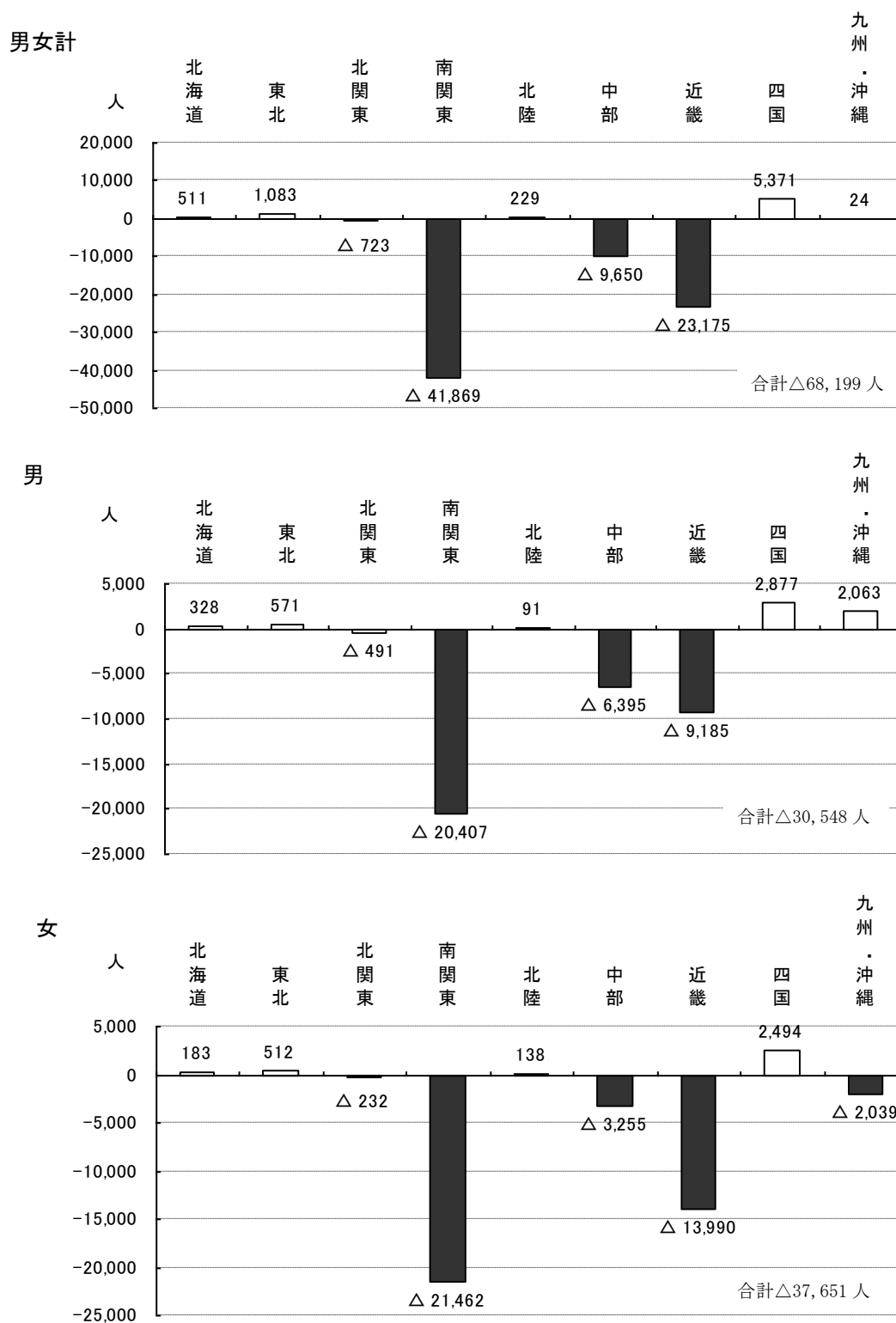
中国地方全体の転出入状況を示したのが図表Ⅱ-2 であるが、この図表の人数は平成 18～22 年の 5 年間の累計である。

図表Ⅱ-2 によれば、中国地方からの転出超過地域は 3 大都市圏を含む 4 地域であり、転出超過数は、南関東が約 42 千人と圧倒的に多く、近畿がその半数相当の約 23 千人、中部が約 10 千人となっている。この転出超過 3 地域について男女別の内訳をみると、南関東については、男女とも約 21 千人近くとほぼ同数に近いが、近畿では女が約 14 千人と男の約 9 千人を 5 千人近く上回っている。また、中部への転出超過数についてみると、女約 3 千人に対し、男は約 6 千人と倍近い数値となっている。

他方、中国地方への転入超過地域は 5 地域あるが、最も転入超過数が多いのは四国であり、その人数は約 5 千人である。なお、その他の地域については、東北が約 1 千人のほかはいずれも 500 人程度以下の数値となっている。

その中で、特に注目されるのは九州・沖縄間との転出入状況であり、転入超過数は 24 人とプラスマイナス 0 に近いが、男女別内訳をみると、男は約 2 千人の転入超過に対し、女はその逆に約 2 千人の転出超過となっている点である。

図表Ⅱ-2 中国地方全体における他地域からの転出入超過数（平成18～22年の累計）



（資料）住民基本台帳人口移動報告より作成

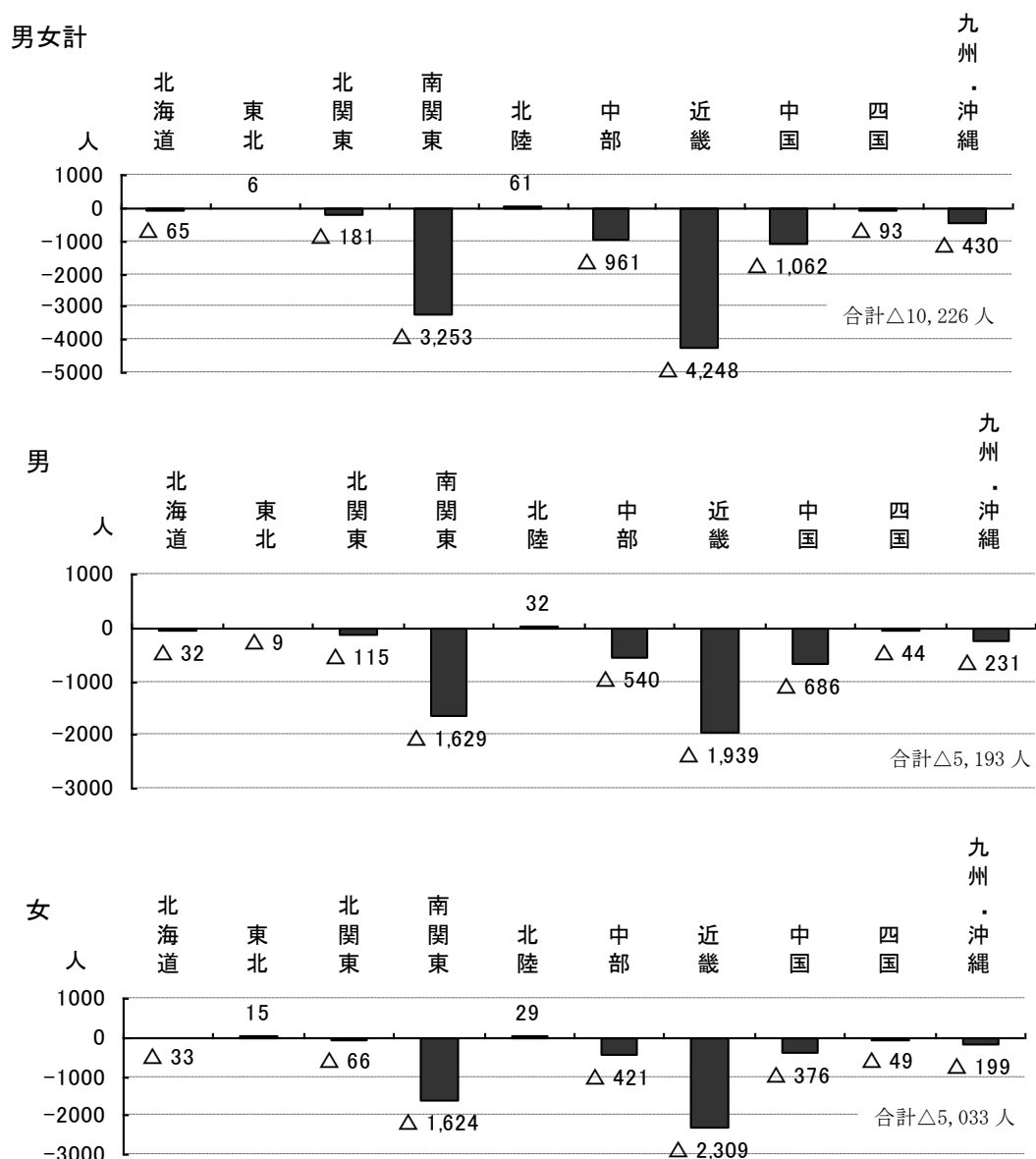
（２）中国地方各県

次に中国 5 県それぞれについて、全国他地域および中国地方他県との間での転出入超過数（平成 18～22 年累計）をみた。

① 鳥取県

図表Ⅱ-3 によれば、鳥取県において転入超過であった地域は北陸と東北であるが、その数はそれぞれ 61 人、6 人とかなり低い数値である。その他の 8 地域が転出超過地域であるが、最も多いのが地理的にも近い近畿の約△43 百人、続いて南関東の約△33 百人となっている。これに続くのが中国地方他県の約△11 百人であるが、近畿と比較すると 1/4 程度の転出超過数である。

図表Ⅱ-3 鳥取県における他地域および中国地方他県間の転出入超過数（平成 18～22 年の累計）

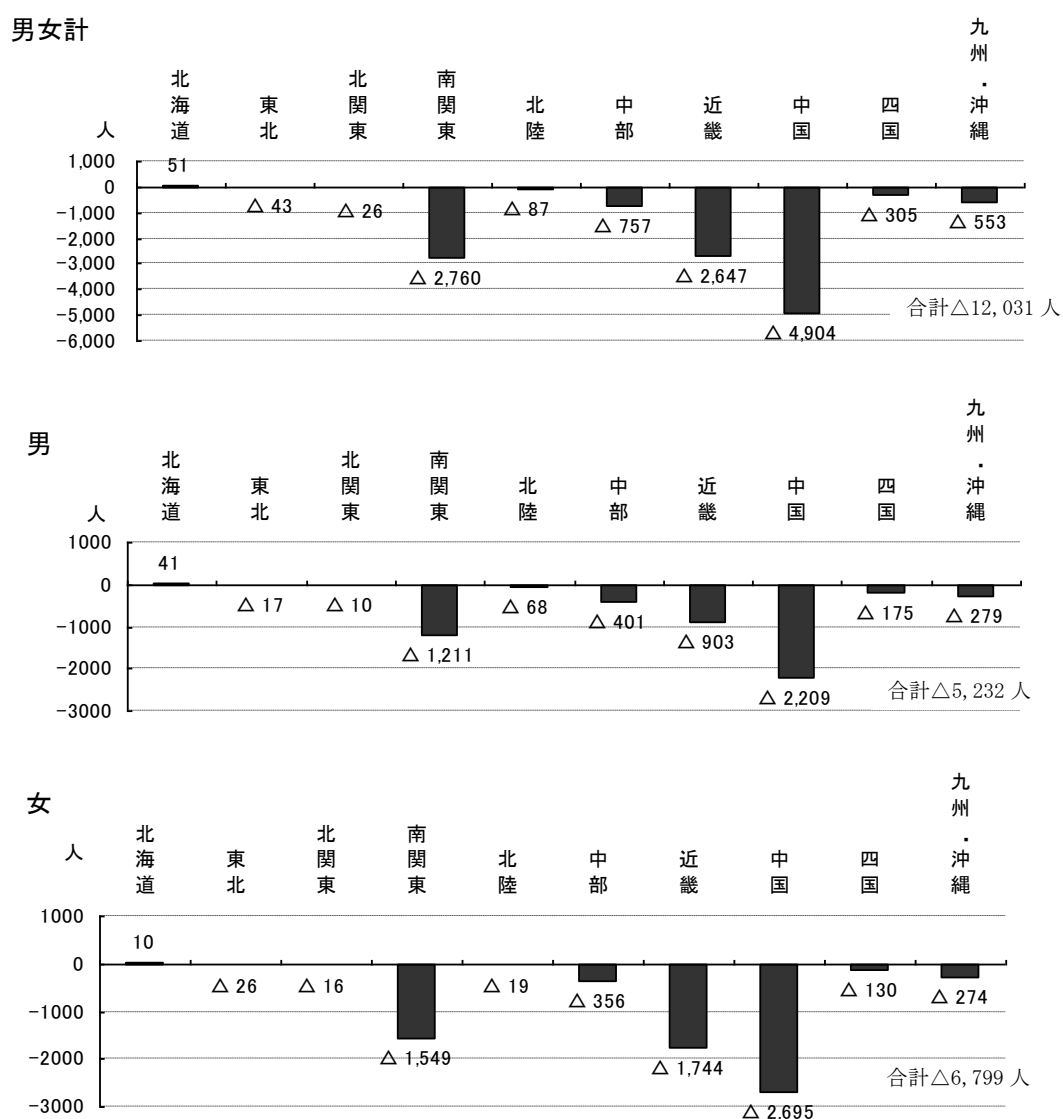


（資料）住民基本台帳人口移動報告より作成

② 島根県

図表Ⅱ-4によれば、島根県への転入超過が見られるのは北海道のみであり、その数も51人と少ない。その他の地域はすべて転出超過地域であり、中でも中国地方の他県への転出が最も多く、約△49百人となっている。次いで南関東の約△28百人、近畿の約△26百人となっており、両者の差はほとんどない。特徴としては、これら3地域のいずれにおいても、男に比べ女の転出超過数が多い点であり、特に近畿については女が2倍近くに達している。

図表Ⅱ-4 島根県における他地域および中国地方他県間の転出入超過数（平成18～22年の累計）



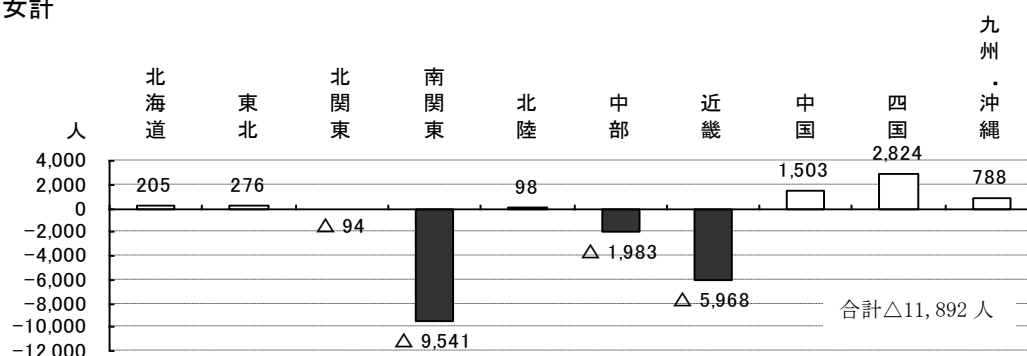
（資料）住民基本台帳人口移動報告より作成

③ 岡山県

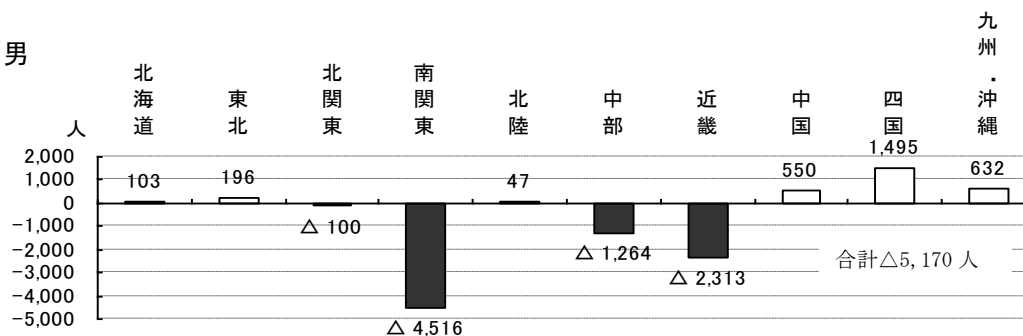
図表Ⅱ-5によれば、岡山県の転出超過地域は4地域であるが、南関東が約△95百人と最も多く、次いで近畿の約△60百人となっている。特徴としては、男の近畿への転出超過数が約△23百人であるのに対し、女の転出超過数は約△37百人と女の方が1.6倍も多い点である。他方、転入超過地域は6地域であり、最も多いのが四国の約28百人である。次いで中国地方他県であり、その数は約15百人となっている。また、転入超過地域である中国地方他県をみると、女の数が男よりも2倍近く多く、その逆に九州・沖縄では、男の数が女の4倍以上も多いという結果になっている。

図表Ⅱ-5 岡山県における他地域および中国地方他県間の転出入超過数（平成18～22年の累計）

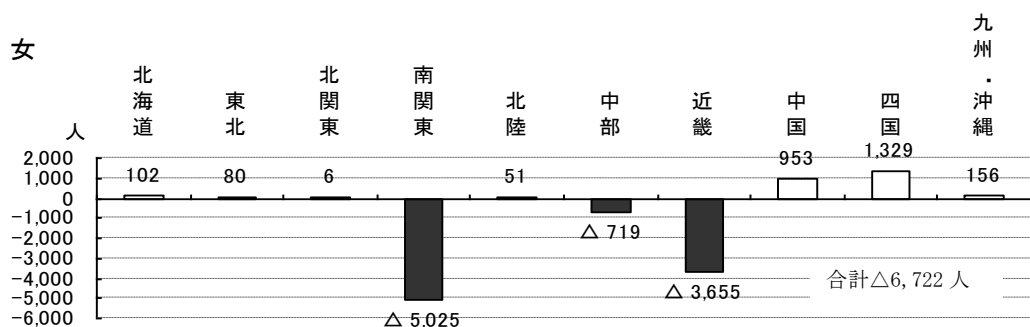
男女計



男



女



（資料）住民基本台帳人口移動報告より作成

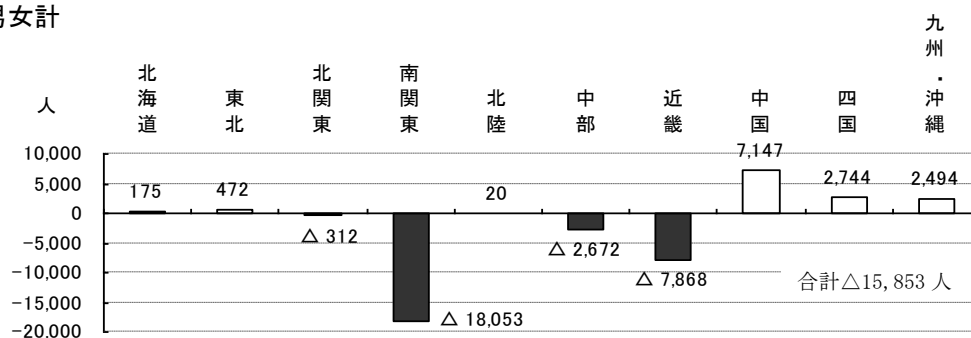
④ 広島県

図表Ⅱ-6によれば、広島県の転出超過地域は4地域あるが、南関東が約△18千人と圧倒的に多く、次いで多い近畿(約△8千人)の2倍以上となっている。

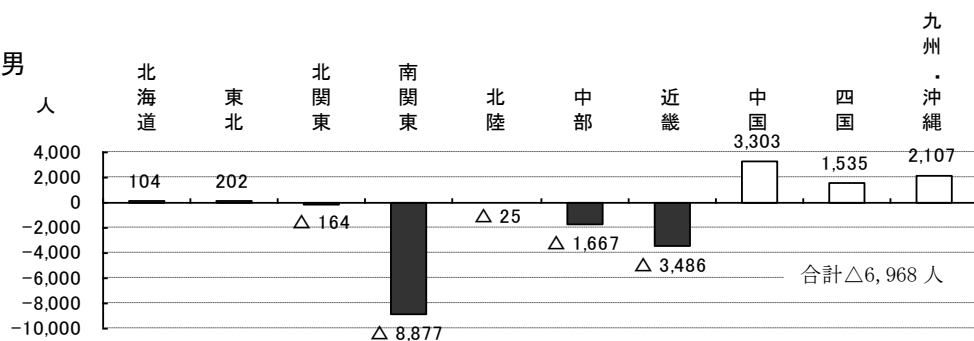
他方、転入超過地域で最もその数が多いのが中国地方の他県であり、約71百人となっている。この数は、島根県(約49百人)と山口県(約27百人)の中国地方他県への転出超過数を合計した数とほぼ一致しており、単純に言えば、広島県の中国地方他県からの転入超過は、ほとんどのこの両県で占められているということになる。注目されるのは、九州・沖縄からの転入超過者数が約25百人と比較的多いが、このうち男が約21百人と全体の85%近くを占めていることである。

図表Ⅱ-6 広島県における他地域および中国地方他県間の転出入超過数(平成18～22年の累計)

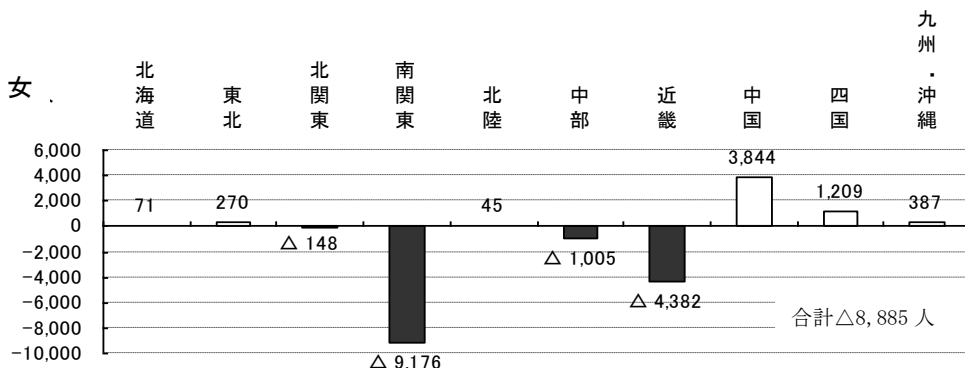
男女計



男



女

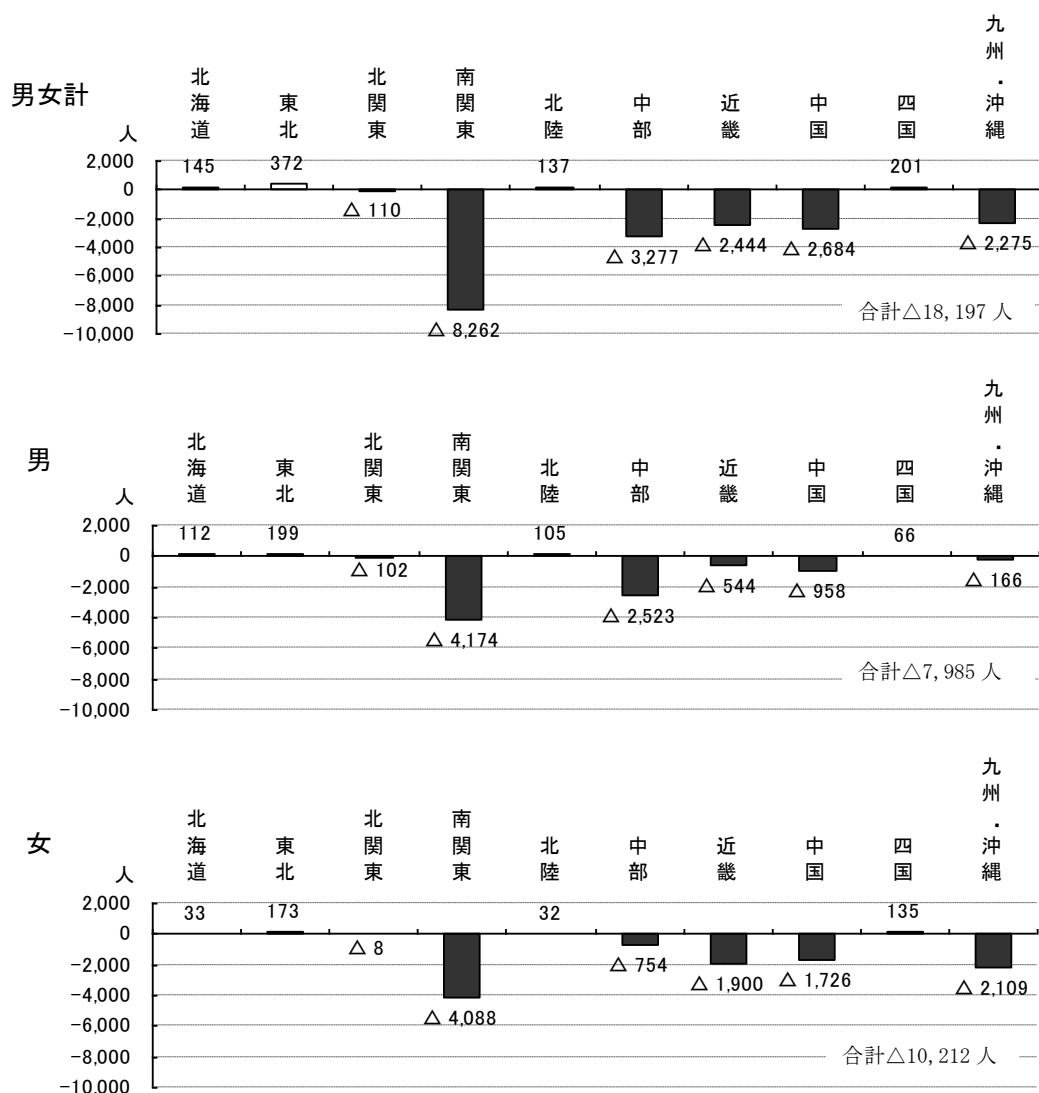


(資料) 住民基本台帳人口移動報告より作成

⑤ 山口県

図表Ⅱ-7によれば、山口県の転出超過地域は6地域であり、南関東が約△83百人と最も多いが、中部が約△33百人で続いている点が他県とは異なる特徴である。また、九州・沖縄への転出超過数が約△23百人と多いのも特徴であるが、とりわけ女の割合が90%を超えている点が注目される。他方、転入超過地域は4地域あるが、いずれも数百人台と少ない。

図表Ⅱ-7 山口県における他地域および中国地方他県間の転出入超過数（平成18～22年の累計）



（資料）住民基本台帳人口移動報告より作成

3. 中国地方各自治体の社会増減の状況

(1) 社会増の割合が高い自治体

中国地方の全自治体について、平成 17 年度末人口に対する平成 18 年度～22 年度の 5 年間の社会増加数合計の割合が高い自治体上位 20 位を整理したのが、図表Ⅱ-8 である。

図表Ⅱ-8 中国地方全自治体のうち、社会増加(H18～22 年度合計)割合上位 20 位

	県名	地方自治体名	17年度末人口(人)	社会増減(人)	社会増減率(%)
1	鳥取県	西伯郡 日吉津村	3,127	240	7.68
2	広島県	安芸郡 坂町	12,820	721	5.62
3	山口県	下松市	54,878	1,001	1.82
4	島根県	八束郡 東出雲町	14,333	231	1.61
5	岡山県	浅口郡 里庄町	11,026	124	1.12
6	岡山県	苫田郡 鏡野町	14,791	152	1.03
7	岡山県	勝田郡 勝央町	11,541	94	0.81
8	岡山県	赤磐市	45,398	281	0.62
9	広島県	東広島市	175,557	1,041	0.59
10	広島県	広島市	1,141,304	6,496	0.57
11	岡山県	都窪郡 早島町	12,067	60	0.50
12	岡山県	岡山市	681,233	3,132	0.46
13	島根県	簸川郡 斐川町	27,959	103	0.37
14	岡山県	倉敷市	470,149	1,113	0.24
15	山口県	防府市	118,535	236	0.20
16	山口県	山口市	195,575	368	0.19
17	岡山県	瀬戸内市	39,960	48	0.12
18	広島県	福山市	462,950	321	0.07
19	岡山県	真庭郡 新庄村	1,099	0	0.00
20	岡山県	総社市	66,857	-92	-0.14

(資料) 住民基本台帳人口要覧より作成

この図表によれば、鳥取県日吉津村の増加率が 7.68%と最も大きく、続いて広島県坂町の 5.62%となっている。3 位の下松市は 1.82%であり、増加率がプラスとなっているのは、18 位の福山市(0.07%)までである。

全体的な傾向としては、山陽側の比較的大きな都市およびその周辺自治体が上位に入っているが、山陰側の自治体である鳥取県日吉津村、島根県東出雲町(注 3)、島根県斐川町(注 4)も上位に入っている。これら山陰側の自治体については、いずれも大きな工場が立地している自治体である。

(注 3) 2011. 8. 1 松江市に編入合併

(注 4) 2011. 10. 1 出雲市に編入合併

(2) 社会減の割合が高い自治体

次に中国地方の全自治体について、平成 17 年度末人口に対する平成 18 年度～22 年度の 5 年間の社会減少数合計の割合が高い自治体上位 20 位を整理したのが、図表Ⅱ-9 である。

図表Ⅱ-9 中国地方全自治体のうち、社会減少(H18~22年度合計)割合上位20位

	県名	地方自治体名	17年度末人口(人)	社会増減(人)	社会増減率(%)
1	鳥取県	八頭郡 若桜町	4,568	-304	-6.65
2	島根県	隠岐郡 知夫村	734	-46	-6.27
3	島根県	鹿足郡 津和野町	9,615	-516	-5.37
4	島根県	邑智郡 川本町	4,259	-219	-5.14
5	広島県	江田島市	29,754	-1,369	-4.60
6	鳥取県	八頭郡 智頭町	8,910	-382	-4.29
7	岡山県	勝田郡 奈義町	6,713	-277	-4.13
8	島根県	仁多郡 奥出雲町	16,111	-655	-4.07
9	鳥取県	日野郡 日南町	6,383	-254	-3.98
10	岡山県	備前市	41,384	-1,611	-3.89
11	広島県	山縣郡 安芸太田町	8,488	-317	-3.73
12	広島県	神石郡 神石高原町	12,091	-451	-3.73
13	岡山県	高梁市	37,005	-1,345	-3.63
14	島根県	隠岐郡 西ノ島町	3,567	-127	-3.56
15	鳥取県	東伯郡 三朝町	7,694	-270	-3.51
16	島根県	隠岐郡 隠岐の島町	17,016	-595	-3.50
17	鳥取県	日野郡 日野町	4,219	-147	-3.48
18	広島県	府中市	46,278	-1,576	-3.41
19	広島県	安芸郡 海田町	28,380	-927	-3.27
20	岡山県	新見市	36,433	-1,186	-3.26

(資料) 住民基本台帳人口要覧より作成

図表Ⅱ-9によれば、鳥取県八頭郡若桜町の減少率が△6.65%と最も高く、続いて島根県隠岐郡知夫村の△6.27%、島根県鹿足郡津和野町の△5.37%となっている。

全体的にみれば、中山間地域、島嶼部の自治体がほとんどを占めており、各県および中山間地域を抱えている自治体にとっては、定住促進による社会減抑制への取り組みが重要になっている。

なお、県レベルでみた場合の社会減少割合が鳥取県、島根県に次いで3番目に高かった山口県の自治体が上位20位以内に一つも入っていない。これは、大きく社会減のあった自治体はないものの、社会減割合が相対的に高い自治体が多いことを示している。

第Ⅲ章 中国地方の各県・市町村・団体等の移住定住促進に向けた取り組み

第Ⅰ章、第Ⅱ章により、中国地方および中国各県・市町村の人口減少に少しでも歯止めをかけるためには、自然減のみならず社会減の抑制が重要であることをデータで示した。

これを踏まえ、本章では社会減抑制に向けてどのような方策が有効であるかを探るため、各県・市町村・団体等の移住定住促進に関する取り組みについて、ヒアリングした結果をとりまとめた。

[ヒアリング先]

■中国地方 5 県

■中国地方において定住促進に積極的に取り組んでいる市町村

- 鳥取県鳥取市
- 島根県邑南町
- 岡山県笠岡市
- 広島県世羅町
- 山口県岩国市
- 山口県萩市

■中国地方において定住促進に積極的に取り組んでいる団体等

- NPO法人田舎暮らしの応援団（鳥取県倉吉市）
- NPO法人結まーるプラス（島根県江津市）
- 株式会社西栗倉・森の学校（岡山県西栗倉村）

[実施時期]

平成 24 年 9 月～平成 25 年 2 月

1. 中国地方各県へのヒアリング結果

移住定住に関する取り組みについては、中国 5 県とも県と市町村の役割分担がある程度明確になっている。つまり、移住定住に関する具体的な取り組みや施策は市町村が実施し、県は市町村が行う施策への助成や市町村全体の情報発信、大都市圏などでの定住促進フェア参加などについて支援を行っている。

なお、各県とも社会増減の状況（転出入先・理由別転出入者数等）の詳細についての把握・分析は、データの制約もあり実施できていないとし、これが分かれば、より効果的な施策を講ずることが可能になるかもしれないとしている。

(1) 鳥取県（ヒアリング先：とっとり暮らし支援課 移住定住促進担当）

① 移住定住に関する取り組みの経緯

- 鳥取県において移住定住対策に本格的に力を入れ始めたのは平成 19 年からであり、これ以前においても、「財団法人ふるさと鳥取県定住機構」により、I J U ターンの就職対策などを実施してきた。しかしながら、平成 19 年に人口が 60 万人を割るといった背景もあり、県は政策として移住定住促進を打ち出し、県庁に「鳥取県移住定住サポートセンター」を設置するとともに、専任の職員を配置するなど、本格的な取り組みを開始した。平成 23 年 7 月にはサポートセンターの運営を（公財）ふるさと鳥取県定住機構へ業務委託し、I J U ターン相談業務等を一元的に実施している。

② 鳥取県における社会減の状況に対する評価

- 人口動態の推移については統計課がまとめているが、近年では毎年 2～3 千人の社会減が生じている。この社会減に関しては、他の都道府県ごとに転出者数、転入者数を男女別に把握しているものの、如何なる理由で当該都道府県との間で転出入が多いのかまでは把握できていないのが実態である。

したがって、どの地域に、どの年代が、どのような理由で転出しているのかなど、詳しいデータ分析ができれば、より効果的な移住定住対策が実施できる可能性がある。

③ 定住促進に向けた取り組み

- 鳥取県では、前記のとおり平成 19 年より移住定住対策に力を注いできたが、現在の主な取り組みとしては、「ようこそようこそ I J U（移住）2 千人プロジェクト」を進めている。このプロジェクトは、平成 23 年から平成 26 年までの 4 年間に 2 千人以上の移住者受け入れを目標に、各分野・課題別に県民・市町村・県によるワーキング部会を設けて取り組んでいるものである。

- 具体的には、次の 3 つを柱として取り組んでいる。

a. 相談体制の整備

◇ 相談窓口を一元化 → 「鳥取県移住定住サポートセンター」

○ 移住定住を希望される方の相談にワンストップできめ細やかに対応

◇ 県外での移住相談会の開催

○ I J U ターン相談、ふるさと回帰フェア、とっとり暮らしセミナー等

b. 情報発信の強化

- ◇ 「とっとり移住定住ポータルサイト」の設置
 - 県や市町村の移住定住支援策の情報提供
- ◇ メールマガジン「鳥取来楽暮通信」の配信
- ◇ 田舎暮らし関連雑誌への広告掲載・マスコミ取材誘致
 - 「とっとり暮らしの魅力」を全国発信
- ◇ 「ふるさと回帰支援センター」に鳥取県ブースを設置（東京，大阪）

c. 受入体制の整備

- ◇ 鳥取県移住定住推進交付金
 - 市町村が取り組む移住定住促進事業を支援
- ◇ ようこそ鳥取へあなたの住まい探し支援事業
- ◇ お試し住宅整備事業補助金
 - 市町村が取り組むお試し住宅整備を支援

- ・ 上記 b の情報発信のうち，県外の大学に進学した大学生に対しては，登録者に対しメールマガジンを発信しているほか，人材バンクでの求職者に対しては求人情報を，求人企業に対しては求職者情報を提供できるバンクシステムを立ち上げ情報配信し，マッチングを図っている。また，東京，大阪で合同の企業相談会を開催している。

- ・ さらに特徴的な事業として，「県外進学者の就職状況等の調査」を実施している。これは，鳥取県の高卒卒業生 5 千人の半数近くが県外へ進学しているが，そのうちどれくらいの学生が県内へ帰ってきているか，その実態を調べているものである。

このような取り組みを実施している背景には，最近の若者の傾向として，一旦県外へ出ても「ふるさと志向」が強くて，県内企業を就職先に考える人が増えてきていることが挙げられる。

- ・ 県の主な取り組みは以上であるが，市町村の取り組みにはバラツキがあり，平成 23 年度の移住者数実績をみると，鳥取市の移住者数は 229 人と県全体 504 人（目標 500 人）の半数近くを占めている一方で，ほとんど動きのない市町村もみられる。

因みに，鳥取市は取組体制が一番進んでおり，専任の正職員 1 名のほか，相談員も 3 名配置し，事前の相談から移住後のフォローまで対応ができる体制を整えている。

④ U I ターンの状態

a. 平成 19～22 年度の状況

- ・ 本格的に移住定住への取り組みを開始した平成 19 年度から 22 年度までの U I ターンの状態は図表Ⅲ-1 のとおりであり、近畿・中国地方からの U I ターンが多い。また、年代別にみると若年齢者層のウエイトが高い結果となっている。

図表Ⅲ-1 平成 19～22 年度の U I ターンの状態

項 目		内 容
移住定住者数累計		1,163 名 (678 世帯)
U ターン・I ターン別	U ターン者	750 名 (大阪府 133 名, 島根県 89 名, 広島県 78 名など)
	I ターン者	413 名 (大阪府 68 名, 兵庫県 64 名, 島根・広島県各 29 名など)
年 代 別 (678 世帯中, 内容を把握 できた 527 世帯に関する もの)	若年齢者層 (10～30 代)	244 世帯 (46.3%)
	中高年齢者層 (40～60 代)	156 世帯 (29.6%)
	高年齢者層 (70 代以上)	11 世帯 (2.1%)
	不 明	116 世帯 (22.0%)

(資料) 鳥取県の資料により作成

- ・ さらに目的が把握できた 197 世帯について、その目的をみると農業が最も多く、若年齢層においては 91 世帯、中高年齢者層では 23 世帯にのぼった。

b. 平成 23 年度の状況

- ・ 「ようこそようこそ I J U (移住) 2 千人プロジェクト」の初年度である平成 23 年度の U I ターンの状態は図表Ⅲ-2 のとおりである。

図表Ⅲ-2 平成 23 年度の U I ターンの状態

項 目		内 容
移住定住者数		504 名 (299 世帯)
U ターン・I ターン別	U ターン者	200 名・122 世帯 (大阪府 29 世帯, 東京都 17 世帯, 兵庫・岡山県各 10 世帯, 広島県 8 世帯など)
	I ターン者	304 名・177 世帯 (福島県 30 世帯, 大阪府 22 世帯, 島根・岡山県各 14 世帯, 東京都・兵庫県各 12 世帯など)
年 代 別	若年齢者層 (10～30 代)	188 世帯 (62.9%)
	中高年齢者層 (40～60 代)	97 世帯 (32.4%)
	高年齢者層 (70 代以上)	14 世帯 (4.7%)

(資料) 鳥取県の資料により作成

- ・ U I ターンの前居住地をみると近畿地方、中国地方、関東地方の順に多く、年代別には、若年齢者層が 2/3 を占めるという結果であった。

この年度の特徴としては、福島県をはじめとする東北地方からの I ターン者が多い点であり、移住目的別の状況をみても若年齢者層では東日本大震災からの避難が 38 世帯と、企業への就職（32 世帯）、農林水産業（30 世帯）を上回っている。

⑤ 効果があったと考えられる施策

- ・ 前記の施策のうちどの施策が効果的であったかは、よく分かっていない。ただ、移住相談の最初の段階でつまずくと次に進まないし、仮に移住につながっても、その後のフォローが適切にできないと、結局また外に出て行ってしまうことになりかねない。

したがって、相談から移住後のフォローまでを一貫して対応する専任の人員配置が欠かせず、これが一番効果的な施策だと思われる。

こうしたことから、今年度から交付金制度の中に、市町に相談員を置く場合は、100 万円を上限とする助成制度を開始したところであり、鳥取市と幾つかの市町はこの制度を使って相談員を配置している。

(2) 島根県（ヒアリング先：地域振興部しまね暮らし推進課）

① 移住定住に関する取り組みの経緯

- ・ 島根県では、人口の自然減が他県よりも10年位早い平成4年(1992年)から減少に転じており、これを契機に自然減の対策を始めた。しかし、自然減対策だけでは間に合わないと考え、定住対策や外から人を呼ぶU I ターンなどの社会減対策も同時に開始した。

これに伴い、定住対策の中心を担う「ふるさと島根定住財団」を設立し、それまで県の就職対策課で行っていたU I ターン対策は、財団で行うようにした。島根県では平成7年(1995年)に年少人口と高齢人口が逆転し、この段階で、まさに少子高齢化社会へ突入している。そこで平成8年より「ふるさと島根定住財団」と県でU I ターン施策を強化することとなった。

② 島根県における社会減の状況に対する評価

- ・ 島根県では、大学のキャパシティが他県に比べて小さいので、高校を卒業して進学する人の多くが県外へ出ていく。したがって、一旦はこの世代でかなりの人口減少となる。

したがって、県としては、県外に出ていった学生を大学卒業時に県内へ戻って来てもらうようにするとともに、県内の高校を卒業した人についても県内の企業に就職してもらう対策をとってきており、この2つの対策が大きな柱となっている。

因みに、平成23年3月に島根県内の高校を卒業した人は6,360人であり、このうちの6割(3,742人)が県外へ進学または就職している。

③ 定住促進に向けた取り組み

- ・ 島根県の主な定住対策としては、次のようなものがある。

a. 情報発信

◇ 各種メディア

- ホームページ：島根の定住関連情報をポータルサイト「くらしまねっと」で提供

- U I ターン専門誌：「いなか暮らしの本」「Turns」などでの情報掲載

◇ PRイベント

- 「しまねU I ターンフェア」の開催（東京、大阪、広島）

◇ 個人への情報提供・相談

- 定住アドバイザー：都会地でのU I ターン相談に対応（東京、大阪、広島）

b. 交流・体験

◇ 短期滞在

- しまね暮らし体験：2～3泊程度の県内滞在・体験ツアー

◇ 中期滞在

- しまね移住生活体験（3カ月以内）：県内都市部に滞在し、県内の市部・田舎を訪問して暮らしを実感

◇ 長期滞在

- 産業体験（～1年）：就業を前提とした農林水産業、伝統工芸等の体験研修

c. 受入れ（「職」・「住」の支援）

◇ 「職」の支援

- 無料職業紹介：県内企業の求人情報を提供

◇ 「住」の支援

- 住宅情報の提供：建築住宅センターが空き家情報の提供、相談を実施

d. フォローアップ

- ◇ 市町村定住支援員の配置：初期の相談から定住後のフォローまで一貫してサポート

④ U I J ターンの状況

- ・ 各市町村の定住相談窓口で把握している人数の合計は下表のとおりであるが、市町村によっては十分把握できていないところもあり、必ずしも正確な数字ではない。

年 度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
UI ターン者数 (支援ベース)	326 人	344 人	439 人	603 人

- ・ この表によれば、平成 23 年度は 603 人であるが、その内訳は I ターンが 470 人、U ターンが 118 人、不明が 15 人である。U ターンが少ないのは市町村の相談窓口を経由しない事例が多いためである。

また、平成 23 年度は東日本震災も影響しているが、平成 22 年度以降、増加傾向にある。これは、平成 22 年度から県内の全市町村に「市町村定住支

援員」(UI ターン)を配置したことや、各市町村がさまざまなUI ターンの施策を実施し始めたことが、その要因として挙げられる。実際に2/3の市町村で空き家バンク制度、空き家改修費用の助成が実施されている。

⑤ 特徴的な取り組み

- ・ 取り組みの最大の特徴は、県と定住財団が市町村と連携し、情報発信から、交流・体験、UI ターンの受け入れ、その後のフォローアップまでの一貫した取り組みをワンストップで行っている点である。
- ・ また、特徴的な取り組みとして、「しまね学生登録」があり、県外に進学された学生に登録を促して、地元の企業情報、採用情報などを送っている。ただ、登録率は3割程度なので、もっと登録率を高める必要性を感じている。
- ・ そのほか、さまざまな定住促進メニューの中で特徴的なのは、「無料職業紹介」、「産業体験」、「市町村定住支援員の配置」である。

⑥ 特に効果があった取り組み

- ・ 効果のあった施策としては、「無料職業紹介」。ハローワークと違う点は、UI ターン希望者に限っているところであり、県内企業の求人と県外にいるUI ターン希望者の求職をマッチングしている。県外のUI ターン希望者というのは既卒の方である。新卒学生は、就職フェアへの参加や採用エントリーなどの就職活動が可能であるが、社会人経験者にはなかなかそのような機会がないことから、定住財団の「無料職業紹介所」が有効な役割を果たしている。
また、東京、大阪、広島にある県の事務所でも、定住アドバイザーがUI ターンに係る無料の就職相談を随時受け付けている。その結果、毎年80人から100人もの方々について企業とのマッチングができている。事前準備に時間をかけて企業と希望者を選定するので、マッチングの成約率は高い。
- ・ もうひとつ効果のある施策としては、定住財団の目玉事業である「産業体験」である。これは、島根県が全国に先駆けて始めた施策で、農林水産業と伝統工芸を1年間体験してもらって就農、就業に結びつけようというものである。

(3) 岡山県（ヒアリング先：県民生活部 中山間・地域振興課 中山間振興班）

① 岡山県における人口の社会減の状況とその評価

- ・ 社会増減に関する詳細な分析・評価は、データ収集の制約があり難しく、市町村でも整理できていないのが実態だと思われる。
- ・ 人口については、国勢調査に基づく5年毎のデータをみると、岡山県の平成22年の人口は195万人を切るまで減少している。なかでも中山間地域での減少が大きく、高梁市、新見市、美作市などの減少数が大きい。
- ・ しかしながら、平成23年度の岡山県全体の社会増減はプラスで、地域別には関東からの転入者数が前年度に比べ約15百人増となっている。移住相談件数も震災以降増えているが、東北方面ではなく関東からの問い合わせが多い。
- ・ 因みに「関東脱出！本気で移住マニュアル」（イースト・プレス社）では、岡山県岡山市が移住先のベスト1と紹介されている。有効求人倍率、地震・災害リスク、利便性などから総合的に評価された結果のようである。従来、岡山県への移住希望者は関西圏を中心に「ゆっくり田舎暮らしをしたい」方が多かったが、関東の若い世代からの転職を含めた移住相談も増えてきている。

② 定住促進の取り組みの経緯

- ・ 平成20年7月に、岡山県と全市町村、経済関連・住宅関連などの団体を組織する「岡山県交流・定住促進協働会議」を創設したのが本格的な取り組みの始まりと言える。この会議は、官民協働により岡山県における交流・定住人口の拡大を図る目的で設立されたものであり、交流・定住にかかる情報交換・共有を行うとともに、都市住民等への情報発信や受入体制の整備を進めることとしている。
- ・ それまでは、岡山県の中山間・地域振興課が、人口減少の激しい中山間地域をどう守っていくかということへの対応の一環として定住促進に取り組んでいたもので、特に、団塊の世代を対象にした田舎暮らしへの相談対応が中心であった。

③ 定住促進に関する主な取り組み

- ・ 岡山県としては、本庁、各県民局、東京・大阪事務所および全市町村に設置した相談窓口で、UIJターン希望者からの様々な相談やニーズに対応している。移住相談会も含めた平成23年度の相談件数は1,355件であり、平

成 22 年度の 1,017 件に対して 300 件余りも増加している。したがって平成 24 年度は、これを大きく上回ることが予想される。

また、交流・定住ポータルサイト「おかやま晴れの国ぐらし」等を通じて、積極的に情報発信している。

- ・ 岡山県の主な取り組みは次のとおり。

a. 岡山の魅力発信

ア. おかやま交流・定住フェアの開催

関西圏の都市住民に「晴れの国おかやま」での暮らしの魅力を発信するとともに、実際に岡山に住むことを考えている方に相談の場を提供するため、年 1 回大阪で、「おかやま交流・定住フェア」を大規模に開催している。

イ. おかやま晴れの国ぐらし相談デスクの開催

岡山県への移住・定住を考えている方に対して、東京や大阪において定期的に相談ができる「おかやま晴れの国暮らし相談デスク」を年 6 回（それぞれの都市で 3 回ずつ）開催している。

この相談デスクでは、住居・就労・就農などの U I J ターンに関する相談について、交流・定住フェアと同様に関連部署すべてが参加し対応している。

ウ. ふるさと回帰フェア等での情報発信

東京および大阪で開催される全国的な「ふるさと回帰フェア」等に出展し、U I J ターンに関心のある都市住民に岡山の魅力や交流・定住の情報を発信している。

b. 受入体制の整備

ア. 空き家情報流通システム

平成 21 年に、宅建協会などの住宅関連団体と県の間で包括協定を締結し、空き家物件の状況など空き家に関する情報を詳細に提供するとともに、空き家を取り扱う業者の決定から入居者決定までをシステム化して、取引の利便性と安全性向上を図る仕組みを構築。H22 年 7 月より運用を開始している。

なお、他の空き家バンクシステムより成約率が高い。

イ. 移り住もう！「晴れの国ぐらし」体験事業

知らない地域へ移住することへの不安をもつ人も多いことから、住民や移住希望者との交流等を通じて地域を理解してもらう移住体験ツアーを実施する市町村に対して、費用を助成する事業を行っている。

ウ. お試し住宅の整備

一定期間、地域での暮らしを体験できる「お試し住宅」を整備する市町村に対して、費用を助成する事業を実施している。

c. その他

最近の取り組みとして、多くの県で東京・大阪の事務所に配置されている「定住アドバイザー」が、これまで岡山県には無かったので、NPO法人ふるさと回帰支援センターに委託して、岡山県専門の定住相談アドバイザーである「晴れの国ぐらしIJUアドバイザー」を平成24年9月に配置したところである。これにより都市圏の定住希望者からの相談に迅速かつ、きめ細かに対応することが可能となり、一人でも多くの方の定住を促進することを期待している。

④ 近年のU I Jターンの状況

- ・ 具体的な状況がよくわかっていないのが実態である。空き家バンクの登録や成約者数などの市町村データを集約し、ある程度の傾向を掴もうとしているところである。

ただ、転出に関しては、南関東、関西圏を中心に、就職、進学時の世代が流出しているのだろうと思う。

- ・ 進学については、県内に魅力ある大学が少ないことやキャパが足りないこと、また、進学者にも都会志向が高いところがあることがその要因と考えられる。

しかし、大都市圏への進学を施策で食い止めるのは無理だと思う。産業政策とも絡んでくるが、魅力ある企業を誘致して就職時に帰ってきてもらう取り組みが必要である。そのために、中国5県で関西圏の学生を対象とした就職相談会や、おおむね40歳までを対象にした就職面接会を東京で開催している。

⑤ 効果があったと考えられる施策

- ・ 相談会でのアンケートにおいても具体的に定住を希望する方は結構多く、実際に移住している方もかなりある。そのきっかけ作りがまず必要であり、相談の入り口となる相談会がかなり有効だと思う。その効果を全て把握することは難しいが、岡山県では参加市町村の協力も得ながら、相談会へ来られた方が実際に何人移住されたかを把握することとしている。

⑥ 定住促進に向けた取り組みで重要なこと

- ・ 岡山県では、具体的な施策の実施主体は市町村であると考えており、県は、各市町村の定住施策全体のPR、相談会等の機会提供などの支援を行っている。
- ・ 岡山県の定住対策への取り組みは、まだ始めたばかりだが、定住対策は「職」と「住」が大きな課題であると捉えている。市町村と連携して県全体の受け入れ体制を整備する必要がある、また、産業振興など様々な施策が関連してくるので、関係部局との横の連携も深め取り組んでいきたい。

(4) 広島県（ヒアリング先：地域対策局過疎地域振興課）

① 広島県における人口の社会減の状況とその評価

- ・ 広島県の人口については、県の統計ホームページで「平成 23 年広島県人口移動統計調査報告」の内容を公表しているが、その骨子は次のとおりである。

a. 人口

- ◇ 広島県の人口は、2,855,734 人で 7 年連続の減少。
- ◇ 社会動態は、△2,165 人で 17 年連続のマイナス。自然動態は△2,851 人で 4 年連続のマイナス。

b. 移動者数および転出入超過

- ◇ 県内移動者数、県外移動者数ともに減少。
- ◇ 広島県への転入者数が最も多いのは山口県。広島県からの転出者数が最も多いのは東京都。
- ◇ 「30～34 歳」の転入超過数が増加。

c. U I J ターン

- ◇ U ターン、I ターン、J ターン各転入者ともに減少。
- ◇ 年令別・要因別にみると、U ターンでは「20～24 歳」の「就職」、J ターンでは「45～49 歳」の「転勤」、I ターンでは「20～24 歳」の「就職」が最も多い。
- ・ 社会減の要因(就職・転勤・就学など)に関する調査は、平成 18 年度から住民票の異動届に併せて、要因の調査もできる様式用の紙を各自治体で配付している。この用紙の提出は必須でないので母数は少ないが、経年の傾向、要因別の大まかな割合が掴めるようにしている。
- ・ なお、岡山県は東京で定住フェアを実施しているが、震災以降、確実に U I ターンの相談が増えたと聞いている。広島県内市町の定住相談件数の調査結果でも、関東圏からの問い合わせが増えている。TV の「人生の楽園」の影響かも知れないが、田舎暮らしのイメージも良いものになってきている。また、先般開催された大阪の定住フェアに参加したが、退職世代に限らず若い世代の方も数多く来場されていたのが印象的であった。

② 定住促進への取り組み

a. 推進体制

- ・ 定住促進施策の推進については、団塊の世代の大量退職が注目された数

年前には専門の部署(単独の対策室)を設置し対応していたが、結果的に社会減の傾向は変わらず、具体的な効果が把握できなかったため、現在は地域政策局の中の過疎地域振興課が定住対策を担当している。

b. 取組内容

- 基本的には、行政が実施する医療、農業振興等の様々な施策や取り組みは、そのいずれもが流出防止、定住促進のための施策とも言えるため、「ひろしま未来チャレンジビジョン」に掲げた施策全てが定住促進に繋がる施策だと言える。

広島県においては、平成 18 年 5 月に、民間団体や各市町が構成員の「広島県交流・定住促進協議会」を設立し、具体的施策や定住促進の成功事例などについて情報交換する「啓発活動」のほか、「広報誘致活動」、「相談対応」なども実施してきた。

広島県は現在、他県でみられる「定住事業」と銘打った大々的な事業は実施していないが、協議会の枠組みを活用した広報活動（HP を活用した PR、定住フェアへの出展など）を主体的に実施している。

③ 定住促進において重要な点について

- まず、特に若年者の定住を促進するためには、雇用の確保が重要である。
このため、広島県では、過疎市町が計画する実効性のある産業対策についての支援を行うことなどにより、雇用創出のための取り組みを行っている。
雇用以外の生活環境で重要なのは、主に過疎地域についてであるが、「交通手段」である。医療機関や店がないという問題は、行くことができれば解決できることであり、そこへ行く手段の確保が大切である。これに関しては、公共交通は過疎地では赤字となることが多いため、便数が減ったり、廃止になったりしており、市町による自主運行などにより代替するケースが増えている。しかし、都市部に比べ、便数は少なく利便性の確保に限界があるため、運転免許を持たないか、返納した世帯は、地域における生活に大きな困難を生じる。

④ 効果のあった施策・取り組み

- 企業誘致のような大きなものを除いて、具体的にこの施策で効果が挙がって人口が増えたとは明確に言えるものはなかなか無い。強いてあげれば、市町が実施している「空き家バンク事業」ではないかと思われる。

直接的に定住促進施策と銘打って実施する事業のみならず、住宅、医療、

農業，商工業など，他の様々な施策も合わせた総合的な地域づくりの効果により，社会減に歯止めを掛ける必要がある。

(5) 山口県（ヒアリング先：総合政策部政策企画課，地域振興部地域政策課）

① 山口県における人口の社会減の状況とその評価

a. 総人口

- ・ 山口県の総人口は，昭和 60 年に 160 万人台に回復したものの，その後は再び減少し続け，平成 17 年国勢調査で初めて 150 万人の大台を割り込んだ。平成 22 年の国勢調査では 145 万 1 千人となっている。

b. 人口動態

- ・ 人口動態は，平成 4 年に，はじめて自然減に転じて以来，それまでの一貫した社会減の拡大とともに人口減少が拡大しつつある。
- ・ 転出超過数は，近年，毎年 3,000 人～4,000 人前後で推移していたが，平成 21 年には 11 年ぶりに 3,000 人を割り込んだ。

c. 学生の動向

- ・ 平成 23 年度の高校就業者数は 3,300 人であったが，県内就職率は 82% であり，昭和 51 年以降，上昇傾向にある。また，平成 23 年度においては，県外への就職者が約 600 人，県外からの就職者が約 300 人だったため，差し引き 300 人減の 3 千人程度が県内企業へ就職している。
- ・ 他方，平成 23 年度の大学短大入学者数については約 5,900 人。このうち 73% が県外に進学している状況であり，ここ 10 数年は 70% 前半で推移している。

② 定住促進への取り組み

- ・ 平成 24 年 6 月の定例議会において，知事は「人口減少への対応を本県における最重要課題として第一に掲げ」取り組んできたとし，自然減対策と社会減対策の 2 つについて答弁している。このうち，社会減対策には「若者の定住促進」が大切と考え，若者の雇用吸収力を高める（働く場の確保の）ために自動車や新素材等分野を中心に企業誘致を推進してきたことを強調。また「若者就職支援センター」活用による県内企業への就職促進，UJI ターン対策の強化にも努めてきたと答弁。その結果，平成 22 年の山口県の人口は国立社会保障・人口問題研究所による推計人口を 7 千人上回るとともに，社会減も大幅に減少しており，施策には一定の効果があったと思われる旨の説明をしている。
- ・ 具体的な取り組みとしては，県が策定している「やまぐち未来デザイン 21」の第 6 次実行計画「住み良さ日本一元気県づくり加速化プラン」の中の「若者が活躍できる環境づくりプロジェクト」において，新規雇用 2 万人の

創出、若者就職支援センターの機能強化、U J I ターン対策、次世代技能者の育成などを中心に、施策を展開している。(2012 年度までの計画)

③ 情報発信

- ・ 県では東京・大阪・名古屋で行われる「移住フェア」に出展して移住定住の働きかけを行っている。

また、「やまぐちU J I ターン応援ポケットブック」を制作して、県の全体的な支援の概要と、市町ごとの窓口、サイト、支援の内容をまとめている。

このポケットブックは、相談に来られた方にお渡しし、知りたい情報を探していただいております。県・市町の窓口のほか東京・大阪にも設置しています。

④ 特に力を入れている取り組み

- ・ 高校・大学の卒業者が他の大都市圏に行かずに県内の企業で働くことのできる「雇用の場」の確保が施策の大きな柱。他方、逆に一旦県外へ出た人がUターンにより地元就職できる環境を整えることも大事である。
- ・ そのための取り組みとして、進学で県外に出た人の地元就職に向け、本部が、新山口駅前にある「山口県若者就職支援センター」を中心に、インターネットを活用した就職情報の提供、アドバイザーによる相談受付を行っている。山口県からの進学者が多い広島県や福岡県の大学、短大に対しては、直接訪問し山口県内の就職先を紹介したり、インターネットによるマッチングも実施している。

また、東京・大阪については若者就職支援センターのサテライトを設けており、U I J ターンの方の相談などを受け付けているが、このサテライトからも関東圏・関西圏の大学に直接訪問を実施している。

このように、可能な限り企業と学生のお見合いの場を増やすことで雇用の場を確保している。

⑤ 取り組みの効果

- ・ 社会増減をみると、ここ数年は社会減が減少してきている。ただ、景気が悪いときは人の移動が抑制される面もあるので、ほとんど全てが取り組みの成果だと言う訳にはいかない。

⑥ U I J ターン の 状 況

- ・ 県内の市町のU I J ターン者数を取りまとめた数字は次のとおり。

	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	合計
UIJ ターン者数	49 人	75 人	57 人	89 人	69 人	96 人	435 人

- ・ この数字は市町に相談された方のうち、U I J ターンに繋がった件数を取りまとめたものであるが、U ターンの場合は自宅が地元にあって帰って来られる場合がほとんどであり、市町への相談のないものが多い。よってU I J ターンの実数は、この数字よりかなり多いものと考えられる。

この表からみてもU I J ターンは、近年増加傾向にあることがわかる。問い合わせについても震災以降、増えている状況にある。

⑦ そ の 他

- ・ 定住促進は雇用の場の確保など全体で見る必要があって、U I J ターンは小さな部分で、まずは解らない方に説明して働きかけるところから始まる。
- ・ U ターンの相談を受ける時、団塊の世代の方は住むところの相談が多いが、若い方は就職の相談が多い。
- ・ 定住に熱心に取り組んでいるところは、他県でも現実には人口減少が進んでいるところであり、山口県内でも山陰側でU I J ターンを熱心に取り組まれている。

2. 定住促進に積極的に取り組んでいる市町村へのヒアリング

(1) 鳥取県鳥取市（ヒアリング先：企画推進部中山間地域振興課）

〔鳥取市の概要〕

現在の鳥取市は、平成 16 年 11 月、旧鳥取市、岩美郡国府町・福部村、気高郡気高町・鹿野町・青谷町、八頭郡河原町・用瀬町・佐治町の市町村が合併し、新たに誕生した。

鳥取県東部に位置する県庁所在地の特例市であり、平成 22 年の人口は約 19 万 8 千人、面積は約 770 k m²と人口・面積とも山陰最大級の都市である。

広島市から 300 km、神戸市から 180 km、大阪市から 190 km の距離に位置し、山陰両県の中では、特に阪神地方との結びつきが強い。

① 人口の社会減の状況とその評価

- ・ 国勢調査によれば、平成 17 年の鳥取市の人口は約 20 万 2 千人であったが、平成 22 年には約 19 万 8 千人と約 4 千人減少している。この 4 千人の内訳をみると社会減が自然減よりもかなり多いという状況にある。
- ・ 鳥取市では、この社会減に関し、転出先地域、転入元地域などについての詳しい調査・分析はできていないが、市としては、人口減少および若者層の構成割合の低下実態を踏まえ、平成 22 年 8 月に「鳥取市若者定住戦略方針」および「鳥取市若者雇用戦略方針」を策定し、鳥取市から他地域へ若者を出さない、あるいは他地域から若者を呼び込む取り組みを行っている。
- ・ なお、鳥取市には鳥取大学と鳥取環境大学がある。鳥取環境大学は、これまで民営であり学生充足率も 50%程度と低かったが、このたび公立にしたことにより授業料が安くなったこと、および経営学部を新設したことにより、今年度入学した学年の学生充足率は 100%になり、他地域からの転入者が増加している。

② 定住促進への取り組みの経緯と窓口の設置

- ・ 鳥取市の移住定住への本格的な取り組みは、平成の大合併後、広域になった市の人口減少に危機感を持ち、平成 18 年 9 月、中山間地域振興課内に移住定住（U J I ターン）にかかる窓口を設置したことにはじまる。
- ・ この窓口の名称は、「鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口」であり、設置目的は、「移住定住に関する情報の収集・発信の一元化を図り、特に若者や団塊の世代を中心に市域外から鳥取市への移住を促進する」というもの。
- ・ 移住定住者の関心事には、雇用、住居、子育てなどがあるが、雇用は経済

観光部，住居は都市整備部，子育ては児童家庭課が所管しているため，移住定住者にとっては，相談がたらい回しにされる可能性がある。そのため，ワンストップサービスを行う窓口の設置は重要であった。

○ 窓口の主な業務と運営体制

- ・ 窓口の主な業務には次のようなものがある。
 - a. 情報（交流体験，住宅，就業等）の収集・管理業務
 - b. 空き家の確保，紹介業務
 - c. 窓口相談業務（空き家への案内，求職先の案内（雇用アドバイザーと連携）を含む。）
 - d. 新規移住希望者の開拓
 - e. 東日本大震災避難者受入相談
- ・ 運営体制としては，各種情報の収集・発信機能を強化するとともに，相談者へのきめ細かで親身になった対応をしていくため，平成18年12月に，専任の市の正職員のほかに，専任の相談員1名（嘱託職員）を配置した。その後，順次増員し，現在では専任の相談員3名を配置し対応しているが，この12月に，さらに2名増員する予定である。この2名については，首都圏，関西圏での相談ニーズが高まっていることから，フェイス・トゥ・フェイスによってきめ細かな対応を行うために，東京と大阪に各1名を駐在として配置するものである。

③ 定住促進の取組内容

a. 空き家情報の提供・支援

- ・ U I J ターン希望者の移住を促進するため，空き家情報を提供している。これまでの累計提供物件数は70件であり，そのうち成約したのは50件あまりである。
- ・ 空き家希望者の大半が賃貸物件を希望しているが，賃貸物件が少なくなっていることからマッチングが難しい状況にある。

そこで鳥取市としては，平成24年度に空き家調査に乗り出した，その結果，各地域の自治会長から空き家登録の可能性がある物件として約640件の物件紹介があった。ただ，これらの物件については，まだ所有者と交渉し了解を得ていないので，今後，所有者と交渉することとしている。

なお，これまでに成約した50件の空き家の9割が賃貸であるが，これはいつまで移住を続けることができるかどうか，不安があることも大きな要因だと思う。

b. 情報発信

- ・ 鳥取市のホームページに「鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口」の専用サイトを設け情報発信している。これまでのアクセス数は述べ 60,000 件を突破しているが、鳥取市のサイトの中では必ずしも多くはない。その理由として、トップページに表示がないことなどが挙げられる。そのため平成 25 年 1 月には、これを改善するとともに、サイト自体もリニューアルする予定である。
- ・ また、市報や支所だよりにより情報発信するとともに、「田舎暮らしの本」や雑誌、新聞等での情報発信も行っている。
- ・ さらに、鳥取市定住促進に関する各種パンフレットにより情報提供を行っている。これらのパンフレットについては、転入手続きの窓口である市民課で配付しているほか、移住定住に関する問い合わせを行なった方々へ送付したり、県外での様々なイベントの際に配付するなど、幅広く活用している。

なお、県外イベントとしては、新・農業人フェア、ふるさと回帰フェア、鳥取県 I J Uターン相談会などがあり、これらの実施にあわせ、「鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口」を臨時開設し相談に応じている。頻度としては、月 1 回程度のペースである。

- ・ 因みに県と市町村では大きな役割分担があり、県は情報発信、市町村は受入に関する様々な対応を行うということになっている。

c. お試し定住体験事業

- ・ 移住を検討されている方に、体験施設（一戸建住宅）で鳥取暮らしを試していただく取り組みを行っている。定住体験期間は 3 日以上 2 カ月以内であり、体験料は 1,000 円／日。

d. U J I ターン住宅支援事業（平成 19 年 4 月～）

- ・ 移住する目的で住宅を購入、建築または改修する人に、200 万円を限度に補助している。これは、国の「社会資本整備交付金」を充当するもので、国が 1/2、県と市がそれぞれ 1/4 ずつ負担。県が移住定住に力を入れているため 1/4 を負担しているが、県が負担しないとなれば市が 1/2 を負担することになる。

e. U J I ターン希望者無料職業紹介（平成 19 年 1 月～）

- ・ 市の無料職業紹介所に雇用アドバイザーを配置し、移住希望者に求人情報を提供するとともに、就職相談を実施している。（ハローワークとも連携）

また、雇用拡大という点からは、企業の誘致にも積極的に取り組んでいる。

f. とっとりふるさと就農舎（平成 19 年 4 月～）

- ・ 農業を志す若者に対し、栽培から販売まで 2 年コースの実践的な研修を行い、鳥取市への就農移住を支援するもの。定員は 3 名であり鳥取市内の人も対象。研修期間中は月 10 万円が支給されるほか、住宅手当として月 5 万円、家族がいる場合は 1 人当たり月 3 万円が加算される。

研修終了後に就農する場合は、就農準備金として 20 万円が支給されるほか、住宅修繕補助として 50 万円を上限に支給される。さらに、就労 2 年間、56 千円/月が支給される就農応援交付金制度などがある。

- ・ 以上のような制度のほか、2 週間から 3 カ月間のインターンシップや 1 日からの農業体験ができる制度もある。

g. U J I ターン者受入自治会等支援事業（平成 19 年 10 月～）

- ・ 空き家の登録から自治会への溶け込みまで、移住者を積極的に受け入れようとする自治会と空き家提供者に対し、それぞれ交付金 3 万円を助成。（移住者入居後）

対象となる自治会は中山間地域の自治会であり、その数は約 840 である。

h. 鳥取ふるさと U I（友愛）会（平成 21 年 1 月～）

- ・ 「鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口」を通じて鳥取市に移住した方々が中心となって設立。鳥取市、鳥取県へ移住定住（二地域居住を含む）された方が、楽しく、有意義で快適な生活ができるよう、定住者の交流やネットワークづくりに取り組んでいる。

i. 鳥取市ふるさと定住促進連絡会（平成 19 年 5 月～）

- ・ 商工会議所、宅地建物取引業協会、J A いなば、自治連、金融機関、大学、鳥取ふるさと U I 会などの各種機関・団体との情報共有、連携による移住・定住促進の取組強化と新たな取り組みを検討しているもので、年に 1 回程度、連絡会を開催している。

j. その他

- ・ 前記の取り組みのほか、平成 25 年 4 月から「鳥取市 U J I ターン若者就職奨励金交付事業」を実施する予定である。この事業は 40 歳未満の鳥取県以外に居住する方が、鳥取に帰ってくるなどして、就職した場合に 10 万円を支給するというものである。（3 年間限定）

ただ、就職先については、県外から雇用するということで市に登録した会社が対象となる。

- また、鳥取大学、鳥取環境大学と鳥取市内にある5つの専修学校の卒業生のうち、鳥取県以外の出身者が鳥取市内で就職する場合には5万円を支給する制度も新たに設けた。

④ 相談・移住定住の状況（平成23年10月末現在）

a. 移住定住等の数

- 本格的取組開始後の相談・移住定住の状況は次のとおりである。

	合計	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
窓口対応 延べ件数	6,865件	262件	764件	1,086件	1,384件	1,363件	1,220件	786件
相談支援 者数	1,762人	92人	175人	241人	331人	297人	396人	230人
移住者数	396世帯 872人	5世帯 7人	32世帯 71人	59世帯 136人	59世帯 133人	73世帯 166人	107世帯 237人	61世帯 122人

- 上表のとおり、移住者総数は396世帯872人（窓口を通じた人のみ）であるが、平成23年度についてみれば、107世帯237人である。鳥取県では、平成23～26年度までの4年間で2,000人以上の移住者受入を目標とする「ようこそようこそI J U（移住）2千人推進プロジェクト」推進しているが、平成23年度実績は約500人であり、そのうち鳥取市は約240人と、約半数を占めている。
- また、前述のとおり、窓口の主な業務として東日本大震災避難者受入相談があるが、現在までで51世帯121名の方が避難されており、これらの方の住宅の確保、就職の斡旋なども行っている。

なお、上表に記載した相談支援者数は、移住定住する可能性があって登録してもらった人の数であり、これらの人には空き家、就職など移住に関する情報を適宜提供している。

b. 地域別移住定住者数

- 平成23年度の移住者数は107世帯237人であるが、移住地域の内訳を合併前の旧市町村ごとにみると、鳥取が87世帯201人と圧倒的に多い状況である。これらの方は鳥取でも市街地ではなく、周辺地域に移住される方が多い。その理由としては、就職先が近く、ある程度の利便性がある場所で田舎暮らしをしたいという思いの表れだと考えられる。

c. 出身別移住世帯数

- ・ 平成 23 年度の移住世帯数 107 世帯のうち、都道府県別にみると福島県の 30 世帯が最も多く、次いで大阪府の 14 世帯である。これは東日本大震災の受入が多かったことを意味する。また、地域別にみると福島県のある東北地方が 33 世帯で最も多く、南関東地方の 25 世帯、近畿地方の 24 世帯と続いている。

⑤ 特に有効であった施策

- ・ 鳥取市の取り組みで最も効果的であると思われるのは、専任相談員の配置である。その理由としては、ある N P O 法人が鳥取市へ移住定住した人に対して実施したアンケートでも、決め手となったのは、相談員の対応という回答が上位であったほか、移住定住者からも相談員のスピード感のある懇切丁寧な対応が決め手になったという声が多数寄せられているためである。
- ・ また、鳥取市においては、いろんな助成制度があるが、これらも移住定住のインセンティブになっている。

⑥ 定住促進に向けた取り組みで苦労していること

- ・ 「職」と「住居」双方の確保のタイミングがうまくマッチングしないことである。これらはどちらが先というものではなく、ほぼ、同じようなタイミングで決まらないと、移住定住には結びつきにくい。そこで、鳥取市としては、「衣食住」を文字って「いい職住」を合言葉に、「職」と「住」がうまくマッチングできるよう取り組みを強化している。

(2) 島根県邑南町（ヒアリング先：定住促進課）

〔邑南町の概要〕

現在の邑南町は、平成 16 年 10 月、邑智郡の旧石見町・瑞穂町・羽須美村が合併し誕生した。島根県中南部に位置し、南側および東側は広島県に接している。平成 22 年 10 月時点の人口は約 1 万 2 千人、面積は約 420 k m²である。

地域の東部と広島県との境には、中国地方最大の江の川が北流しており、地域内の盆地と山地の組み合わせによる優れた景観をもたらしている。

① 人口の社会減の状況とその評価

- ・ 国勢調査人口を基準とした人口推計値によれば、平成 18 年 4 月 1 日の人口は 12,764 人であったが、平成 24 年 12 月 1 日時点では 11,531 人と△1,233 人減少している。この間の人口動態は、自然増減△1,095 人、社会増減△303 人と累計は△1,398 人であり、社会減に対して自然減がはるかに大きいことが伺える。また、年間の人口減少は△200 人前後であるが、社会増減をみる限り、ほとんどの年で△40～50 名で推移している。
- ・ また、人口動態によれば、平成 23 年度の社会増減は△53 人であったが、移動理由別にみると、最も社会減が多かったのが就学・卒業の△23 人、続いて就職の△15 人となっている。他方、社会増があった移動理由は新築・転居の 13 人と転職・転業の 12 人であった。
- ・ さらに、平成 23 年度の転入・転出の県内・県外別内訳をみると、転入・転出とも県外が 200 人をやや上回り、県外の転出入についてはほとんど差がない。しかし、県内については、転出が約 130 人に対して転入は約 80 名と約 50 名の転出超過となっており、これが社会増減の大きな要因となっている。
- ・ 県外からの転入者については広島県が多いと思うが、最近の傾向としては震災の関係もあるのか、関東圏からの転入者も増えてきているようだ。

② 定住促進への取り組みの経緯

- ・ 昭和 38 年の豪雪以降、旧石見町・瑞穂町・羽須美村では転出者が増加し、過疎化が進行したため、各町村では、これを抑制する取り組みを昭和 40 年代以降行ってきた。邑南町では、従来から老人ホームなどの福祉施設が多いため、これら施設の雇用確保が定住促進施策の中心であった。
- ・ ただ、本格的な定住促進の取り組みは、平成 22 年に「次世代育成支援行動計画」を策定し、後に述べる「日本一の子育て村」を目指した施策を平成 23 年 4 月に開始したのがはじまりと言える。これは平成 22 年 10 月現在の 0

～18 歳人口が 1,660 人まで減少したことから、持続可能な地域づくりのためには次世代を担う人材育成が重要だとの認識を新たにしたためであり、0～18 歳人口の目標を次のとおり設定している。

(H22.10.1 現在)	(H28 年目標値)	(H33 年目標値)
1,660 人	1,700 人	1,800 人

- ・ この取り組みの狙いとしては、若年層や就労層を増やし、高齢化率を下げることで、社会保障対応能力を高めることになり、持続可能な地域づくりにつながるためである。つまり、生産年齢人口が増加し税収が増えることによって、さらに社会保障対応能力が高まるという好循環をつくりだすことが必要であるとの考えによるものである。
- ・ その後、町の施策に住民の意見が反映されにくいのではないかという意見があり、平成 24 年 9 月には、官民一体となった推進組織である「日本一の子育て村推進本部」を立ち上げた。この組織は本部会議、幹事会、部会の三層構造であり、各種団体や公募による町民の意見が反映される仕組みになっている。

③ 定住促進の取組内容

- ・ 邑南町が目玉施策としては、「A 級グルメ立町」と「日本一の子育て村」構想があるが、定住促進に関しては、「日本一の子育て村」構想が中心となる。

「A 級グルメ立町」に関しては、若者に住んでもらうために特産の石見和牛をはじめとする地域の食材を提供・PR する拠点となるレストランをつくり、シェフが U ターンするなど人材を集めている。

また、「日本一の子育て村」に関しては、第 2 子からの保育料無料、中学校卒業までの医療費無料などを中心に「子育てするなら邑南町で」を PR している。

以上により、観光客は年 100 万人、定住人口は 5 年後に 200 名増を目標にしている。

- ・ 邑南町では、「日本一の子育て村」を目指し、医療・保健・福祉・就労・結婚・教育・生活環境・定住支援の 8 本柱による各種の施策・取り組みを実施している。

このうち、子育てについては、次の 3 分野に力点において施策を講じている。

◇ 医療

○ 身近で安心な医療体制（公立邑智病院）

- ・産婦人科，小児科機能の充実
- ・24 時間救急受付（365 日）
- ・ドクターヘリ緊急搬送
- ・民間病院と町立診療所等との連携

◇ 保健

○ 子どもの医療費の無料（中学校卒業まで無料）

- 予防接種費用全額助成
- 不妊治療費助成

◇ 福祉

○ 保育料無料（2 子目から）

- 放課後児童クラブ
- 病児保育・延長保育・一時預保育・障害児保育
- 保育所の完全給食

- ・ 上記以外の分野における主な施策は次のとおりである。

◇ 就労

- 新規就農支援
- 無料職業紹介
- 起業化支援事業

◇ 教育

- 奨学金制度（医療・農林業・一般）
- 学習支援員等の配置

◇ 生活環境

- 住宅・空き家改修補助

- ・ そのほか，邑南町には雇用の場が少ないことから，本年度から 2 年間の実証実験事業として，町外居住者が邑南町に U I ターンし，広島市内に高速道路を利用して通勤・通学する場合，月額 2 万円（1 年間限定）を助成する制度も実施している。これは，仕事は都市部で，居住は田舎でというライフスタイルを望む層を狙ったものであり，子育て世代にとっては，子育て支援策が充実した地域に居住するメリットは大きいと思う。なお，この取り組みに関する情報発信は，広島の路面電車に中吊広告を出している。

④ 定住促進の取組体制

- ・ 平成 23 年 4 月に定住促進課を設置し，本格的な取り組みをスタートさせた。それまでの定住企画課を定住促進課と企画財政課に分離し，定住部門の機能強化を図ったものである。
- ・ 定住促進課は定住施策に関して内部調整や外部調整など，全町的な調整を

行うセクションであり、体制としては課長以下 7 名に加え、定住支援コーディネーターを配置している。

このコーディネーターには I ターン者を起用し、定住に関する各種相談対応や移住者のアフターフォローを担当している。移住経験者の立場からの適切なアドバイスは好評であり、狙いどおりの役割を果たしている。

⑤ U I ターンの状況

- ・ 転入者すべてが U I ターン者とは言えないが、定住関連事業により把握した平成 20 年度以降の U I ターン者数は下表のとおりである。

年度	区分	世帯数	計	人数	計
平成 23 年度	U ターン	6 世帯	24 世帯	8 人	30 人
	I ターン	18 世帯		22 人	
平成 22 年度	U ターン	2 世帯	17 世帯	3 人	24 人
	I ターン	15 世帯		21 人	
平成 21 年度	U ターン	1 世帯	7 世帯	2 人	10 人
	I ターン	6 世帯		8 人	
平成 20 年度	U ターン	0 世帯	1 世帯	0 人	1 人
	I ターン	1 世帯		1 人	

- ・ 上表によれば、平成 22 年度以降 U I ターン者が大きく増加しているが、中でも I ターン者が多いのが特徴である。
- ・ なお、旧石見町の時代から実施している事業として、町外居住者を対象とした研修事業（H5～香木の森研修…独身女性が対象，H12～農業研修）があるが、平成 23 年度までの参加者は合計 124 名であり、そのうち邑南町内に移り住んだ人は 33 名にのぼっている。

⑥ 特に有効であった施策

- ・ まだ、取組開始からあまり月日が経過していないが、効果的な施策としては、さきほどの取り組みでも説明した「身近で安心な医療体制（公立邑智病院）」、「子どもの医療費の無料（中学校卒業まで無料）」、「保育料無料（2 子目から）」が挙げられる。子育て中で I ターンを検討されている方からは「近くに大きな病院はありますか。小児科・皮膚科はありますか」という質問がよくある。

⑦ 雇用と住居について

- ・ 移住定住促進においては雇用と住居が重要であるが、雇用創出については商工観光課が所管している。しかし、最近では大きな企業の誘致はない状況である。ただ、A級グルメにおいては、「地域おこし協力隊」の制度を活用した「耕すシェフ」が将来邑南町で起業することを目指して育成しており、その研修の場になっている観光協会が運営するレストランへはシェフやソムリエがUターンするなど、雇用の場となっている。また、産直市もあり、従業員を雇うことができるため、雇用創出につながっている。

就職の斡旋については、定住支援コーディネーターがU I ターン者の資格などを聞き、就労相談員に相談しながら取り組んでいる。

- ・ さらに保育料無料化（第2子）も、保育所の園児が増え保育士の増員が必要になるため雇用の創出につながっている。
- ・ 住居についてであるが、空き家登録しているのは、都会に出られている方々で、所有している山林など一切合切を売却したいという人がほとんどである。
- ・ 他方、山林なども含めて購入するという移住者はいないため、マッチングは難しい。

なお、広報誌、ホームページやケーブルテレビを活用して、賃貸物件や売却物件探しているが、手放しても良いという人は少ない。

⑧ U I ターン者が住居・雇用以外でU I ターンを決断する理由

- ・ 一般論としてはいろいろあると思う。町によっては、移住に対する支援金を支給したりしているところもあるが、邑南町では、福祉施策によって移住を決断してもらおうということで取り組んでいる。

⑨ 定住促進に向けた取り組みで苦労していること

- ・ ホームページなどをみた人から住居の問合せが数多くあるが、提供可能な物件が足りていないのが現状である。紹介しやすいのは町営住宅であるが、空いているのは町の中心部から離れた物件のみであり、希望者のニーズにあわない。また、民間住宅もあるが、こちらは満室である。そのほかの賃貸物件もなくはないが、老朽化しており、100万円の補助金では十分な修繕ができる状況ではないため敬遠される。

(3) 岡山県笠岡市（ヒアリング先：定住促進センター）

[笠岡市の概要]

笠岡市は岡山県南西部の瀬戸内海沿岸の港町で、大小 31 の島々からなる笠岡諸島を含む井笠地方の中核都市である。西は広島県福山市に隣接している。

平成 23 年の人口は約 54 千人であり、面積は 136 k m²。笠岡湾干拓地と天然記念物カブトガニの繁殖地として有名である。

① 人口社会減の状況とその評価

- 笠岡市の人口動態のうち自然増減についてみると、平成 8 年度の△135 人から減少数は年々拡大し、平成 20 年度には△380 名となっている。この要因としては、この間の死亡者数が一貫して 600 人台で推移してきたのに対し、出生者数は、500 人余りから 300 人余りへと大きく減少したことが挙げられる。

他方、社会増減についてみると、平成 9 年度以降平成 19 年度まで、年△100 人台～△300 人台で推移しているが、転出入データによると、転出者数の変化は小さいため、転入者の減少数が、社会減の状況に結びついていると言える。

- 平成 20 年度の市外住所別移動人数の合計は次のとおりである。

[転入による増]	[転出による減]	[移動合計]
1,253 人	△1,674 人	△421 人

その内訳をみると、福山市への転出超過が△117 人（転入 273 人、転出△390 人）で最も多く、次いで倉敷市△76 人（転入 138 人、転出△214 人）となっており、これらの市を中心に、転入促進および転出抑制を図る必要がある。

② 定住促進への取り組みの経緯

- 笠岡市では、平成 18 年度に自然減と社会減を合わせた人口減少数がはじめて 600 名を超過した。これは周辺の市町と比べても多く、市としては危機感を強めた。

そこで、市としては定住促進への取り組みを本格的にスタートした。まず、平成 19 年には、直近 3 年間に転出、転入した人に対しアンケートを実施し、転出入の理由を分析。その翌年の平成 20 年には、市長を本部長とする定住促進本部を立ち上げ、21 年度から開始する定住施策・事業を全庁による提案を経て決定した。

- ・そして、平成 21 年 4 月に「定住促進センター」を設置し、定住にかかる事業の実施および市内・市内の関係機関との連携、協力など、総合的な定住促進の取り組みを開始した。

このセンターは「課」の位置付けであり、課を設置したのは県内の市町村では笠岡市が最初である。課にしたのは、市が本気で定住促進に取り組むことを内外に示すという狙いもあった。そして、全市を挙げて定住促進を図るための指針である「定住促進ビジョン」を平成 22 年 1 月に作成した。（このビジョンについては毎年、見直しを実施）

因みに、平成 24 年度現在のセンターの体制は、正職員 2 名（課長級＋係長級）と臨時職員 2 名である。

なお、定住促進を図るため、平成 21 年 4 月の本格的な取組開始と同時に、都市計画区域内の市街化区域と市街化調整区域の線引きを廃止している。

③ 定住促進の取組内容

- ・笠岡市では、「ずっと住み続けたいまち」を基本理念に、次のような基本方針・基本施策に基づき各種事業を推進している。

基本方針	基本施策
住む場所の確保	・住宅取得の促進 ・住宅の供給 ・土地の供給
働く場所の確保	・若者の地元定着の促進 ・企業・起業家支援
暮らし条件の確保	・少子化対策 ・子育て支援 ・教育の充実 ・生活の利便性向上
情報発信の強化	

- ・前記の基本施策ごとに各種事業を実施しているが、主なものとしては次のような事業がある。

◇ 住宅取得の促進

○ 住宅新築助成金交付事業

市内への住宅建築を推進し、子育て世代の定住促進を図るため一定の条件を満たした人を対象に最大 100 万円の住宅新築助成金を交付。（対象は 40 歳以下）

○ 定住促進に係る固定資産税相当額一部助成金交付事業

新たに固定資産税が賦課される新築住宅、中古住宅、分譲マンション等を取得した所有者・購入者に対して、固定資産税額の 1/2 に相当する額を 3 年間助成。（前記事業「住宅新築助成金交付事業」とのバランスを考慮して実施）

◇ 住宅の供給

○ 定住促進情報集約提供事業（空き家有効利用対策）

移住定住を希望する人達を対象として、空き家の情報バンクを設立し市内に点在する空き家の斡旋を行う。（空き家情報の募集は「固定資産税納付書」などにより呼びかけている）

◇ 土地の供給

○ 新設土地造成促進奨励事業

民間企業が造成する 3,000 ㎡以上の工業用地ならびに住宅用地に、公共用道路、配水施設、下水道施設および公園・緑地・広場の整備補助として上限 4,000 万円の奨励金を交付する。

◇ 若者の地元定着促進

○ 新規学卒者雇用奨励金交付事業

市内に住所を有する新規学卒者（卒業 3 年以内の者）を常時雇用した事業者は、一人につき 10 万円の雇用奨励金を交付する。

◇ 企業・起業家支援

○ 起業支援事業

市内外の起業を希望している人に対して、起業にかかる費用の一部（最大 200 万円）を助成し、笠岡市での起業を促進させ、働く場所の創出と確保を図る。

◇ 少子化対策

○ 結婚応援事業

未婚・晩婚化対策のため、結婚相談所を設置し、まじめに結婚を考えている独身男女を対象に、希望する相手を紹介する。（外部に委託）

○ 井笠圏域結婚推進事業

カップリングパーティをはじめとした出会いの場の提供や婚活研修会等の結婚推進事業について、井笠圏域 3 市 2 町（笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町）で共同実施。

◇ 子育て支援

○ 子ども医療費給付事業の充実

小学 3 年終了時までの外来に係る医療費および中学 3 年終了時までの入院に係る医療費（自己負担）を全額補助。（平成 25 年度から、外来に係る医療費の全額補助を中学 3 年終了時まで拡大予定）

○ 三世代同居等支援事業

親と子と孫（中学生以下）が三世代で同居または近隣（直線 1 km 以内）に居住するための住宅取得や転居等の費用に対して、最大 10 万円の助成を行う。

○ 保育所保育料減免拡充事業

既に保育所同時入所多子減免制度を受けている児童を除いて、新たに住民票上、第 2 子について 25%、第 3 子以降は 50% の保育料減免を行う。

◇ 情報発信

○ 笠岡市ホームページリニューアル事業

現在の利用者にとって使いにくい市のホームページをリニューアルし、定住促進を推進するための広報戦略ツールとして、魅力ある笠岡市を市内外の住民・事業者に対し強力に P R する。（平行してセンター専用ホームページも開設しているが、現在では、ヤフーやグーグル検索で「定住促進」と入力すれば、「笠岡市定住促進センターへようこそ」のサイトが 1, 2 番目に出てくるまでになっている）

④ 特に効果のあった施策

- ・ 特に効果のあった施策としては、「住宅新築助成金交付事業」である。

平成 21～23 年度までの実績をみると、交付件数は 196 件で異動人数は 702 名。このうち、市外からの転入は 49 件・167 名と全体の約 1/4 に相当しているが、これは本事業が転入増に寄与していると同時に、転出防止にもつながっていることを物語っている。

なお、この 49 件・167 名の内訳をみると、井笠圏域からの転入が 20 件・70 名、福山市からの転入が 16 件・53 名と、この両方で 3/4 を占めており、その他県内は 9 件・33 名、その他県外が 4 件・11 名となっている。

⑤ 直近の人口動態

- ・ 定住促進に関する取り組み開始前後の各 3 カ年平均の人口動態は下表のとおりである。

年 度	自然増減			社会増減		
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減
H18～H20	344	681	△337	1, 329	1, 721	△392
H21～H23	331	718	△387	1, 275	1, 515	△240
増減率	△3. 8%	5. 4%	－	△4. 0%	△12. 0%	－

この表によれば、自然増減については、出生数が減少しているのに対し、死亡者数は増加しているため、自然減の数は増加している。他方、社会増減については、転入者数、転出者数のいずれもが減少しているものの、転出者数の減少幅が転入者数の減少幅よりもかなり大きいため、減少数は縮小されている。

このことは、社会増減に関しては、定住促進の取り組みが一定の成果を挙げていると言える。

- ・ また、転入者のうちのU I J ターンの状況であるが、これについてはあまり把握できていないのが実態である。その理由としては、これを調べるためには、住民課でのアンケートによらざるを得ないが、回答は任意であるため、限界があることによる。

⑥ 課題・その他

- ・ 移住定住促進のためには、「住」と「職」の確保が重要であるが、「住」については、住宅取得の促進や住宅の供給に関する事業により、確保が可能な環境がある程度整っている。

もう一方の「職」については、産業振興などを通じて、雇用の創出・確保に取り組んでいるが、大きな成果はあまり期待できない状況にある。したがって、笠岡市としては、距離的にも近く交通アクセスも良い福山市や倉敷市に勤務する人の居住地として選択される「まちづくり」が目指すべき方向と考えている。

- ・ また、自然減の抑制については、出生者数の増加に向けた対策を重点的に進める必要があるが、少子化対策については一地方自治体では限界がある。したがって、国において有効な施策を積極的に講じてもらいたい。

(4) 広島県世羅町(ヒアリング先：企画課・産業観光課)

【世羅町の概要】

世羅町は広島県の中東部に位置し、古くから米作を中心とした水田農業が栄えた地域である。標高 350～400m にある世羅台地一帯は世羅高原と呼ばれ、瀬戸内海側に流れる芦田川と日本海側に流れる江の川の分水嶺となっている。

平成 16 年 10 月に世羅郡旧世羅町、甲山町、世羅西町の新設合併により現在の世羅町が誕生した。面積は 278.29 k m²、人口は 17,727 人（平成 24 年 3 月末現在）。

町の中心部には国道 184 号線と 432 号線沿線に商業施設がコンパクトにまとまり、周辺部には、せら夢公園や果樹・花の観光農園が点在し、四季折々の風物が楽しめる観光資源が豊かな町である。

平成 22 年 11 月に町の新たな玄関口として中国横断自動車道尾道松江線の一部、世羅 I C～尾道 J C T間が開通した。

① 人口社会増減の状況とその評価

- ・ 国勢調査によると、平成 7 年に 2 万人を越えていた世羅町の人口は、平成 12 年には 2 万人を下回り、平成 17 年には 18,866 人であったが、平成 22 年に 17,549 人と 5 年間で 1,317 人が減少している。
- ・ 平成 16 年の 3 町新設合併以降、平成 17 年から平成 21 年の 5 ヶ年の住民基本台帳における人口移動では、累計で 1,417 人が減少している。その内訳は、自然減が△867 人と、社会減の△550 人を大きく上回っている。毎年、自然減が約 200 人、社会減が約 100 人続く中で、平成 21 年時点では 5 ヶ年の社会減の合計が、同期間の人口減少の総数の 4 割を占める状況である。
- ・ ところが、平成 22 年に△62 人、平成 23 年に△3 人と、ここ 2 年で社会減が大幅に減少する動きを見せている。それは、転入者数にはあまり変化はなく、転出者数が抑えられて社会減が減少している。平成 22 年以降に始めた子育て支援施策や就農支援施策などにより、転出しようとした人が町に止まることで、転出者数が減少して社会減が抑制されている可能性も考えられなくもないが、必ずしも、その要因は特定できない。

図表Ⅲ-3 世羅町の自然増減・社会増減の推移

(単位：人)	H19 年	H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	合 計
出 生	120	124	98	119	100	561
死 亡	299	310	310	309	322	1,550
自然増減	△179	△186	△212	△190	△222	△989
転 入 者	543	532	579	563	574	2,791
転 出 者	652	672	705	625	577	3,231
社会増減	△109	△140	△126	△62	△3	△440

世羅町統計データブックより（広島県統計月報の 1 月～12 月の集計）

- ・ 一世代前までは、職を求めて出て行くケースが多かった。推測の域を出ないが、昨今では、日本全体の経済が停滞していて、町外・県外に出ても職はなく、大学時代は一度、町外へ出た多くの人も、卒業して就職を考える時に、とりあえずは実家で食いつなぐため地元に戻っているのではないかと思う。転入者数に変化がないのは、進学時に住民票を動かしていない場合が多いことによるものと思われる。住民票を移さず外へ進学していた人が、従来では卒業して就職で外へ出る時に転出者としてカウントされていたのが、今は不景気で親の元に戻り外へ出ないので、住民票はそのまま町内に残る形で、結果として、就職時の転出者数が抑制されている可能性もある。

② 定住促進への取り組みの経緯と取組体制

- ・ 世羅町では、高齢化・過疎化の進行から農業の担い手不足が深刻化している状況を踏まえ、平成 18 年より若い世代の就農希望者を中心とした定住者の受入れに取り組んできた。
- ・ 平成 21 年には「空き家バンク」制度が本格的に始動するなど一定の進展がみられるなかで、平成 22 年度には、農業を基軸とした産業振興により町内外から農業を目指す新たな担い手を受け入れる仕組み・環境を整えることで、年間 100 人の社会減に歯止めをかけ、10 年後には社会減ゼロを目指す「世羅町未来創造計画」を策定、産業観光課に専門部署として未来創造支援係を設置した。広島県の「未来創造支援事業」の採択を受け、平成 23・24 年度は県から交付金を得て実施している。
- ・ 定住促進には「雇用」と「住居」の確保が重要と考えている。「雇用」については産業観光課未来創造支援係が中心となり、世羅町の強みである農業を基軸とした雇用の確保を図り、「住居」については企画課企業定住支援係が空き家バンク制度を中心に移住された方に定住してもらう環境を整備するという、2 つの柱で定住支援を進めている。あわせて、持続可能な町づくりの観点から、交通整備、子育て支援施策などについても広い意味での定住支援施策として取り組んでいる。

③ 定住促進の取組内容

a. 農業を基軸とした「雇用」の施策

◇農業後継者育成確保事業・世羅農業人財育成事業

- ・ 現在の農業の担い手の多くが高齢の域にある中で、零細農家が一丸となって規模拡大や経費節減に努めるとともに、核となる人材の育成・確保に

も注力していく必要がある。世羅町では平成 20 年から地域の農業を守る人に一定の助成をする「世羅町後継者育成確保事業」を実施している。それは、たとえば地元の農業法人などに採用された場合、5 年後、10 年後にはその組織体の核となる後継者になる人材を育成支援するという考えから、月 15 万円を上限に 5 ヶ年間助成をするというものである。

- ・ 平成 23 年度からは「未来創造支援事業」の中の「世羅農業人財育成支援事業」により、認定農業者や第 6 次産業事業者への就業希望者や、自らが就農開始し担い手となる希望者を世羅産業創造大学に招いて勉強してもらう、就農前支援を実施している。初年度は、募集人員 15 名に対し 13 名が入学、体調不良等あり 8 名が卒業し、最終的に農業経営を始めた方は 1 名である。現在 7 名が在学し、うち 5 名が就農を目指している。
- ・ 平成 25 年度は、基礎コースに加えて、就農・定住を目指す、より具体的な計画を持つ人を支援するため、就農定着研修コースを追加した。独立自営を希望する方でなおかつ年齢を 40 歳未満に絞り込んで、種目も所得率の高いアスパラ、ぶどうに限って学んでもらうこととしている。
- ・ しかし、1 年間学び、農業の流れが頭で分かっていても、実際の経営には依然としてリスクが高いという課題がある。また、農地についても世羅町が中間保有して希望者に提供できる仕組みになっていないので、希望の農地の情報を集めて紹介する総合的な支援の仕組みを構築する必要がある。

b. 「住居」に関する施策

◇空き家バンク事業

- ・ 世羅町では、平成 18 年から定住者の受入れのための活動を始めていたが、平成 21 年 7 月に、1 人の専任定住相談員を迎えて「空き家バンク」制度を開始したことにより定住支援策が本格化した。元 JA 職員で町の事情に精通する方が、熱心に町内を巡回し約 150 件の空き家物件を見つけ、それぞれ、近隣の人たちに持ち主の連絡先を尋ね、空き家を貸す意思があるかを確認、その結果、約 30 件の物件情報が登録され、平成 22 年 3 月にホームページへ掲載した。
- ・ 今まで「空き家バンク」制度を利用して、57 件の契約が成立している。契約者の移動元は、世羅町以外が 44 件あり、そのうち広島県内については、隣接する市の方が多く、広島県外については近隣県、大阪など近畿圏が多い。平成 25 年 3 月 7 日現在の登録状況は 8 件と少なく、物件の掘り起こしに努めている。

- ・ 企画課への定住相談は、就農目的ではなく、世羅町以外に住んでいる方が、生活が苦しいため、空き家バンクで安い物件を捜して、少しでも生活を楽しみたいという思いで相談に来るケースもある。移住しても仕事がないと生活は続かず、地域とのコミュニケーションもうまくとれずに、定住を断念するケースも出ている。
- ・ 今後、企画課では就農支援を担当する産業観光課との連携を密にして、就農希望者に「住居」「暮らし」の提案をすることで、移住・定住者の獲得に結びつけていきたい。

◇定住促進空き家活用事業

- ・ 空き家バンク利用により契約成立した居住用家屋の改修等に要する経費に対して、上限 30 万円の補助金を交付するものである。

◇新規定住者奨励金交付事業

- ・ 定住を条件に町内に住宅を新築・購入(中古住宅を除く)した場合の家屋に係る固定資産税ほか町税等の完納を条件に、対象家屋の固定資産税額相当額全額を奨励金として交付するもので、対象者は平成 22 年 1 月 1 日以降に転入された方である。(ただし転入前 3 年以上連続で町外の住民基本台帳に記録されていること、および転入後 2 年以内に取得していることが必要)。なお、この事業の対象期間は平成 28 年 3 月 31 日までである。

④ 住居・雇用以外の定住促進施策について

a. デマンドタクシーの運行

- ・ 平成 18 年から「暮らし」を支える交通対策として、デマンド交通を実施している。民間バス事業者が路線を廃止・縮小していく中で、商工会が主体となり、デマンドタクシーを運行して町民の通院や買い物などの移動手段の確保を図っている。稼働率が良く、近隣の市町から視察に来るほど運行は好調である。

b. 子育て支援施策

- ・ 世羅町では、若い子育て世代の移住・定住を暮らしの面から支援する子育て支援施策にも力を入れている。事業の概要は次のとおりである。

◇児童医療費支給事業

- ・ 小学校入学から中学生までの乳幼児・児童生徒の医療費を軽減。
 通院:1 回 500 円 (1 ヶ月 4 回まで・上限 2,000 円)
 入院:14 日までは 1 日 500 円 (上限 1 ヶ月 7,000 円)

◇子育て家庭家賃補助事業

- ・ 子育て家庭に対し、民間賃貸住宅の家賃を一部助成するもので、新たに町内の民間賃貸住宅に居住される世帯で、小学6年生までの児童を養育している子育て家庭に対して、居住から1年経過後から月額10,000円を限度に5ヵ年間、助成金を支給する。

◇保育所(園)・幼稚園保育料等補助事業

- ・ 町内すべての公立保育所、私立保育所、私立幼稚園について、保育料等の半額を補助・助成している。

c. 情報発信・定住相談会の開催

- ・ 平成23年から就農・定住の人材募集の情報発信を実施している。商工会連合会の開催するイベントで世羅町の良さ、農産物などPRする中で、就農する人材を求めているという情報発信も行っている。平成24年度からは、より就農に特化した定住フェア、新規就農者向けのイベント等に出向いてPR活動を行っている。昨年には世羅町内においても定住相談会を開催した。
- ・ 県の交流・定住促進協議会が実施した東京・関西での相談会への参加をきっかけにIターンで移住された方がいる。都会のイベントで広報することと、ホームページによる情報発信が大切である。ホームページを見て相談に来る方は少なく、なんとなく相談窓口に来て施策を聞いて決められる方が多いのが現状である。現在は施策をとりあえずホームページにアップしているだけなので、コンテンツを充実させていきたいと考えている。

⑤ 定住促進に向けた取り組みで苦労していること、課題

- ・ 空き家バンクへの問い合わせはコンスタントにあるが、情報提供できる物件数がまだまだ少ない。空き家物件はあるが、登録して紹介できる物件が少なく、物件の登録数増加に努めている(平成25年3月7日現在の登録物件は8件)。また、移住者と所有者のトラブルや、移住しても仕事がなく経済的に自立できないなどの課題もある。移住して来る方には、仕事とセットで、さらにその仕事は世羅町の場合、農業を進めていきたいと思う。また産業観光課では未来創造支援施策のなかで、就農希望者に対して住居をセットで定住を勧めていきたい。
- ・ 現在は、定住に関しての専門相談員は配置していない。産業観光課で就農希望者を募集し、連携を取って企画課が空き家バンクの物件の紹介を行っている。効率的・効果的な定住促進のためには、相談窓口のワンストップ化も課題である。

(5) 山口県岩国市（ヒアリング先：市民生活部市民協働推進課）

〔岩国市の概要〕

現在の岩国市は、平成 18 年 3 月、旧岩国市、玖珂郡由宇町・玖珂町・本郷村・周東町・錦町・美川町・美和町の 8 市町村が合併し、新たに誕生した。

山口県の最東部に位置し、小瀬川を挟んで広島県と接するとともに、市の北部は島根県と接している。総面積は約 870k m²であり、県土の約 14%を占めている。平成 22 年の人口は約 14 万 5 千人（国勢調査）。

市の南部は瀬戸内海工業地域を担っているが、錦帯橋や岩国城など観光地としての一面も持っている。他方、市周辺部には中山間地域が広がっている。

① 人口の社会増減の状況とその評価

- 平成 18 年の岩国市の人口は約 15 万人であったが、その後毎年、自然減と社会減を合わせ約 1,200 人程度人口が減少している。その結果 5 年間で 6 千人余りの人口が減少し、平成 22 年度末の人口は約 14 万 5 千人となっている。（国勢調査結果）

そのうち、社会増減に注目すると、5 年間で約 3,300 人の減少となっており、平均すると年間 600 人余りが減少していることになるが、年間でみると、就学、就労の時期に減少数が多い傾向にある。

② U J I ターン促進への取り組みの経緯と取組内容

- 岩国市における U J I ターンの取り組みは平成 19 年度から開始したものであり、それまでは合併前の市町村ごとに取り組んでいた。岩国市における現在の取り組みは、人口減少を抑制することを目的にすることだけではなく、過疎が進行する中山間地域の活性化やコミュニティ維持のための一方策として外部の人に入ってきてもらおうという位置付けであり、ここに特徴がある。

そして、この取り組みを支えるのが「I J U（移住）応援団」（U J I ターン応援団制度）と「U J I ターン相談員」であるが、I J U（移住）応援団には、現在、中山間地域の 16 団体と 2 個人が登録されている。これらの団体や個人は、地域の活性化に向けた様々な活動を熱心に展開されているが、その一環として、故郷や田舎で暮らしたいという U J I ターン希望者に対し、空き家情報をはじめとする細かな地元情報を提供しているほか、地域に馴染んでもらうためのサポートなどを行っている。

また、U J I ターン相談員については専任 1 名が配置されているが、相談窓口としてのワンストップサービス機能を果たしているほか、移住・定住希望者の各種相談対応や支援を行っている。具体的には、I J U（移住）応援団からの田舎暮らし情報、空き家情報、就職情報、移住体験・農業体験情報の提供などである。

- ・ この定住促進の取り組みは、行政と I J U（移住）応援団の双方が連携・協働して取り組んでいるところに意味があるとともに、I J U（移住）応援団同志のネットワークも形成され、情報共有がなされている。

したがって、様々な事情を持つ、それぞれの移住希望者数に対して適切なフィードバックができるなど、きめ細かな対応が可能となっている。

なお、岩国市および U J I ターン相談員と I J U（移住）応援団とは、常に交流・連携を図っているが、全体の交流会も年 2 回開催している。

③ U J I ターンの状況

- ・ この事業は中山間地域の活性化を目的としたものであるため、市が把握しているのは、中山間地域の空き家を利用した U I J ターンの人数だけである。その数は、ここ 5 年間で約 50 名程度であるが、東京や関西といった都市圏や県内外の近郊市町からの U J I ターンが多いものと思われる。
- ・ 年代としては、30～40 歳代の人が多く、特に 30 歳代の方は子供も一緒に移住してきている。もともと、この定住促進の取り組みは団塊の世代の大量退職者をターゲットにしていたものであったが、結果としては若い人が多いという状況である。
- ・ なお、最近の傾向として、年配者の自然に近く接することができ、かつ不便でないところという希望が多い。また、本当に田舎暮らしをしようと考えている人は、本気で農業に取り組みたいと思っている方が多いように感じられる。

④ 交流体験事業

- ・ 近年、民泊型の修学旅行が盛んになってきているが、岩国市においても昨年、市北部の山代地域で、東京都の都立高校生 279 名を 2 泊 3 日で受け入れた。高校生の多くは、農業体験など田舎暮らしに感動したようであったが、これらの経験が将来の移住のきっかけになればと考える。また、このような民泊体験などの交流・体験事業は、地域経済への波及効果があるとともに、交流人口の増加による地域活性化につながるものである。

⑤ 就業状況

- ・ U J I ターン者の中には農業を希望される方々もある。これに対して、市としては様々な現実を説明しているが、それでも農業に従事する強い意思を持っている人が移住されている。生計の面では、県や市の助成制度があるが、新規就農プログラムの制度は、若い後継者の育成という観点から 48 歳までという年齢制限がある。

⑥ 情報発信

- ・ 岩国市U J I ターンポータルサイト「田舎暮らしのみちしるべ」により情報発信している。月に1,300件程度のアクセスがあり、常に市のホームページアクセス件数上位10位以内に入っている。
- ・ また、これ以外の情報発信としては、PR用のパンフレットの作成・配布、山口県が各市町と連携して大阪で実施している定住フェアへの参加などがある。

⑦ U J I ターン促進に向けた取り組みで苦勞していること

- ・ 空き家情報制度は平成20年からスタートしたが、平成25年2月末現在での累計登録件数は23件。そのうち12件が成約、取り下げ6件で、現在の登録件数は5件となっている。

I J U 応援団の方々の力を借りた空き家の登録は、所有者の事情などから、十分な実績とはなっていないが、現在、これまで調査対象でなかった地域の空き家データの収集等を行っており、今後、これらの情報を整理し情報提供を行っていく予定としている。

⑧ その他

- ・ U J I ターンの促進は、現在、各地域がそれぞれの特色を活かした取り組みを進めているところである。したがって、このような人口減少時代において、持続可能な地域づくりのためには、どのような施策を講ずるべきかを検討し、実施することが大切だと考えている。

(6) 山口県萩市（ヒアリング先：総合政策部地域政策調整課）

〔萩市の概要〕

現在の萩市は、平成 17 年 3 月、旧萩市・川上村・田万川町・むつみ村・須佐町・旭村・福栄村の 1 市 2 町 4 村が合併し、新たに誕生した。

山口県の北部に位置し、東部は島根県に接している。総面積は約 700k m²であり、県土の 11.4% を占めている。平成 22 年の人口は約 5 万 4 千人である。

産業別就業人口は、第一次産業 16.2%、第二次産業 19.6%、第三次産業 64.1%（平成 17 年国勢調査）となっており、県下でも有数の農林水産業地域と位置付けられている。

また、萩市は「明治維新胎動の地」であり、全国有数の観光都市としても有名である。

① 人口の社会減の状況とその評価

- 平成 12 年以降の萩市の人口は、国勢調査によれば次のとおりであり、大きく減少し続けている。

年	人口	減少数	減少率
平成 12 年	61,745 人	—	—
平成 17 年	57,990 人	△3,755 人（12 年対比）	△6.1%（12 年対比）
平成 22 年	53,658 人	△4,332 人（17 年対比）	△7.5%（17 年対比）

- 上記の人口減少数は自然増減と社会増減を合計したものである。そこで社会減に関して、萩市のここ 5 年間（平成 19 年～23 年）の人口移動の状況をみると、転入については、1,300～1,400 人台で推移してきたが、平成 23 年には 1,261 人とやや減少している。県外と県内別内訳をみると、各年とも県外がやや上回るという結果である。
- 他方、転出については、平成 18, 19 年と 1,800 人台であったが、その後 3 年間は、1,500～1,600 人台で推移している。
その結果、平成 19 年に△455 人であった社会減が、平成 20 年以降は△300 人台以下となっており、特に平成 22 年には△257 人と、ここ 5 年では最も少ない数となっている。
- 人口の社会減の大きな要因は、高校卒業者の進学・就職である。平成 20 年以降 5 年間の高校卒業者のデータをみると、卒業者数は平成 20 年の 577 人から漸減し平成 24 年には 449 人と約 130 名減少している。これら卒業生のうち、市内の大学等への進学者数（1～3%）と市内就職者数（7～12%）の合計を各年別にみると、多い年で 14%、少ない年で約 10%であり、卒業生の 9 割程度が市外へ転出しているという状況である。
- 転出先地域および転入元地域の調査は実施していないが、これに関する詳

しいデータがあれば、方策検討の参考になると考えられるため、今後の課題としたい。

② 定住促進への取組経緯と取組内容

- ・ 萩市では、前記①のとおり、平成 12 年に約 6 万 2 千人であった人口が 5 年後の平成 17 年には約 5 万 8 千人と 4 千人近くも減少するなど、急速な人口減少に歯止めをかけるための対策が喫緊の課題であった。また、同時に、空き家の増加対策も重要な課題であった。
- ・ こうした状況に市は強い危機感を持ち、平成 18 年 4 月に部門横断のプロジェクトチームを設置し、定住促進に向けた各種対策の検討を進めた。

その結果、次のような定住促進対策事業を実施することとした。

a. 定住総合相談窓口の設置、移住支援員の設置

- ・ 平成 18 年 8 月、企画課内に定住総合相談窓口を設け、萩市への移住を希望される方からの相談対応を行うこととした。（平成 22 年 4 月、地域政策調整課に引き継ぐ）
- ・ この相談窓口は、移住希望者が求める住まい情報や周辺の交通機関や病院、買物場所など生活するうえで必要な情報、また、第 1 次産業の新規就業者支援の制度、起業する際の支援制度などの各種支援制度について一元的に対応するものである。この窓口の一本化により、移住希望者からの相談対応が迅速かつきめ細やかに実施できるようになった。
- ・ さらに、平成 24 年 4 月からは移住支援員 2 名（嘱託）を配置し、さらにきめ細かな対応が可能になるよう体制を整えた。

b. 空き家情報バンクの制度化・運営

- ・ 平成 18 年 8 月から、市内にある空き家を所有者の了解を得て空き家情報バンクに登録し、萩市の公式ホームページ「萩市定住支援サイト」で住まい情報として提供。
- ・ ただ、この段階では空き家実態調査までは実施していなかったため、平成 23 年度に登録物件の増加を目的とした「定住促進空き家データベース策定事業」を実施した。その事業内容は、各地域の主要な集落の空き家状況調査（空き家のマッピング、外観調査、周囲の状況調査等）を実施し、所有者の意向確認を行ってデータベース化したものである。
- ・ なお、空き家バンクの運営は、市が直営で実施しているが、そのしくみは、「空き家情報」を利用希望者に提供し、当該空き家を利用したいという希望者があれば、その利用者情報を空き家の所有者に連絡して、当事者

間または宅建業者の仲介のもとで合意形成されれば契約するというものである。

- ・ 因みに、空き家バンク登録件数は、平成 24 年 9 月末現在で延べ 159 件であるが、成約に至ったものや、登録の取り下げなどもあり、現在の情報提供物件数は 70 件となっている。
- ・ 移住者にとって最も関心の高いのが、住まい情報であるため、市の事業のうちでもこの空き家情報バンク制度の充実が、U I J のターン成果として特に有効であったと判断している。

c. 萩市 U I J ターン促進住宅の整備

- ・ 萩市は平成 22 年「萩市 U I J ターン促進住宅管理条例」を施行し、利用見込みがないと判断された市内の教職員住宅 17 戸と一般住宅 2 戸の合計 19 戸を同市へ移住しようとする方の賃貸住宅に転用した。19 戸のうち、既存入居者（目的外入居）の居住する 10 戸を除く 9 戸について募集を行い、9 世帯が入居し、全ての入居が完了している。（原則として 3 年間の入居制限があり、その後の家賃は、近隣の相場をみながら決定することになっている。）

d. 移住体験事業

- ・ 移住体験事業としては、年に 1 回、1 泊 2 日で「萩暮らし体験ツアー」を実施している程度である。この体験ツアーでは、U I J ターン者との意見交換も盛り込んでいるが、このツアーが契機となって移住してきた人はいないのではないかとと思われる。

e. 各種支援制度

- ・ 萩市では市内の居住者に対し、次のような支援制度を設け定住促進を図っている。

ア. 起業化支援対策資金融資保障制度

イ. 民間住宅リフォーム資金助成事業

ウ. 木造住宅の建築を支援する制度 ほか

- ・ ただし、他の市町村の一部でみられる、移住者のみを対象とした移住奨励金のような制度は設けていない。その理由としては、多少のインセンティブはあるかもしれないが、移住の動機としては、その他の要因が大きいと考えられるためである。

f. 結婚相談所運営事業

- ・ 結婚による定住人口の増加、若者の定着を図ることを目的に平成 20 年 5 月に開設した。取組内容は、市役所内に設けた結婚相談室で、結婚を希

望する独身男女の相談に応じて出会いの機会を創出するものである。

- ・ 対象者は、「原則として、萩市内に在住する 20 歳以上の独身男女」であるが、結婚して萩市内への居住を希望する人も対象としている。
- ・ 相談は非常勤嘱託員 2 名が対応しているが、これまでの延べ相談件数は、2,068 件（年間 400～500 件）であり、平成 24 年 10 月末時点の婚姻実績は 14 組である。

③ U I J ターンの状況

a. 移住件数

- ・ 萩市が定住促進事業を開始した平成 18 年以降、現在までの移住件数は次のとおりである。

ただし、市が把握可能な U I J ターン者は相談窓口を通じた人だけであり、相談窓口を通さないで移住された方を含めると、その実数はもっと多くなる。

（平成 18～24 年 9 月末）

- ・ 空き家情報バンクを利用……………48 世帯 97 人
- ・ U I J ターン促進住宅への入居…11 世帯 16 人
- ・ 宅建協会会員事業所の物件紹介…19 世帯 30 人

計 78 世帯 143 人

- ・ 上記の数字については、あまり多くないように見えるかもしれないが、県内の市町の中では阿武町に次いで 2 番目であり、ある程度の数字だと評価している。

ただ、上記のうち 1 割程度の世帯が、地域になじめないなどの理由から住み続けることを断念している。

b. 移住者の転入元地域

- ・ 空き家情報バンクを利用した移住者 48 世帯の転入元地域をみると、県内が 18 世帯と最も多く、次いで関東の 11 世帯、関西 9 世帯、中国地域他県 8 世帯、九州 7 世帯となっており大都市圏からの移住者もかなり多い傾向がみられる。

c. 移住者の世帯主の年齢（移住当時）（平成 18～23 年度）

- ・ 移住者の世帯主年齢別内訳をみると、60 歳代が 22 名と最も多く、20 歳代から 50 歳代の各年代は、ともに 10 名余りでほぼ同数である。

d. 主な移住理由

- ・ U I J ターン者にとって、住居と雇用が重要であるが、移住者が萩市への移住を決断したその他の理由としては、次のようなものが挙げられる。
 - ア．ふるさと回帰
 - イ．自然豊かな環境がある
 - ウ．災害（地震等）が比較的少ない地域である
- このほか、職員のきめ細かな対応が決め手になった人もいる。

④ 情報発信

- ・ 萩市公式ホームページ「萩市定住支援サイト」により、住まい情報等、移住希望者のニーズに対応した情報提供に努めている。

また、年に1,2回、大阪や東京で開催される移住フェアに参加し、萩市の魅力を情報発信しているほか、大都市圏で開催される萩高校などの同窓会に出向き、移住関連のパンフレットを配布するなどの取り組みを行っている。

さらに、移住に関する雑誌「田舎暮らしの本」に空き家情報を掲載するとともに、萩出身者に対して送付している広報誌「萩ネットワーク」を通じて空き家情報を求めるなどの活動も行っている。

⑤ 定住促進に向けた取り組みで苦労していること

- ・ 空き家バンク情報には、ある程度の数の物件があるが、移住希望者の多くが望んでいる賃貸物件が少ないのが悩みである。移住希望者としては、途中で移住を断念する可能性も考慮して、賃貸物件を望む傾向にある。
- ・ もう一つ大きな課題として、雇用の受け皿が少ないことである。これに関しては平成24年度に「経済再生・企業誘致促進課」を設置し、新たな雇用創出への取り組みを本格化させたが、今のところあまり成果があがっていない。
- ・ また、農業については後継者の育成が課題となっているが、農業で生計をたてることができない限り若者定住は難しいので、対応に苦慮している。

3. 定住促進等に積極的に取り組んでいる団体等

(1) NPO法人田舎暮らしの応援団（鳥取県倉吉市）

（ヒアリングの相手方：福井応援団長（理事））

① 団体の発足の経緯等

- ・ 私は東京の商社に勤めていたが、7年前に故郷の倉吉にUターンした。その際に困ったのが、Iターンである妻には、田舎に仕事が無いことへの不安があることや、友達や相談相手がいないということであった。

そのため、2年前に任意団体の「田舎暮らし応援団」（約15名）を立ち上げ、その翌年の2011年にNPO法人化した。

- ・ 具体的な活動は、まず、県内各地で活躍している移住者に逢いに行ったことである。そして、頑張っている移住者をブログで応援した。

こうした中、昨年、移住者の方々が気軽に集まれる場として「I J U c a f e（移住カフェ）」を作った。この取り組みは全国初であり、我々しか行っていない。c a f eといっても、特定のスペースがあるわけではなく、いろんな場所を提供してもらい、今日まで月1回のペースで開催している。集まる人の中には地元の人もあるが、移住者と地元の人々との交流にも役立っている。これまでのc a f eへの延べ参加者数は700人を超えている。この数は鳥取県全体のI J Uターン者の数からすれば、まだまだ少ない。

- ・ 震災と原発問題で人々の価値観や暮らし方の考え方が変わってきた結果、都市部から地方への関心がたかまり、移住へとつながっている。特に、若い人には発信力があり、ソーシャルメディアを使い県外に発信することで新たな移住の促進につながっている。
- ・ 我々の活動の意義は、I J Uターンした方々のフォローである。移住定住に熱心な鳥取市でさえ、移住に至るまでは熱心に取り組んでいるが、移住された方々のその後のフォローまでは手が回らない状況。その結果として、1,2年で帰られる人もいようである。したがって、行政と民間が連携して、移住を定住につなげる取り組みが必要であり、その意味でも、悩み解決のきっかけとなるI J U c a f eの取り組みは大いに役立っていると思う。
- ・ 因みに、この前、鳥取県が東京から子育て体験ツアーとして10組の親子を受け入れ、私が案内役をつとめたが、3組が鳥取で暮らしたいということであり、そのうち1組は倉吉に住んでみたいという意向を示されたようである。

こういった体験ツアーにおいて重要なのは、季節的に最も厳しい時期も体験してもらうことである。良い季節だけ案内したのでは、うまくいかない。

② 活動内容

- ・ 田舎暮らしの応援団は、鳥取県全体を一つの村として捉え、コミュニティをいっぱい作ろうという目的で活動しており、次の3つの事業を実施している。

a. 山中事業, b. 街中事業, c. 移住定住

- ・ 山中事業としては、竹林整備と墓守プロジェクトがある。また、街中事業としては、軽トラックやリヤカーで地元農産品の朝市を実施している。この朝市は、私一人が行っているもので、短時間で売り切れてしまうことや、狭い範囲しか回りきれていないことからすれば、移住者の仕事になるのではないかと考えている。
- ・ 核心となる移住定住事業は I J U c a f e であるが、これは、「とっとりに移住した人たちが、c a f e のように気軽に話せて繋がれる場所をつくろう」をコンセプトにしているコミュニケーションプロジェクトである。
- ・ I J U c a f e はさまざまな地域で、いろんな趣向をこらして実施している。

例えば、日南町では、関東から来た2組の夫婦が当地でカフェを開きたいということだったので、空き家となったカフェの改築に移住者やボランティアの人が集まった。

また、移住者をゲストとしたトークショーも月1回以上実施している。

これは、ゲスト仕事や悩みなど様々な事柄について話をしてもらうなどして、参加者相互の交流を図っているものである。

- ・ この11月20日には、米子で I J U c a f e を開催したが、これまでで最多の36名が参加した。同日、東京でも I J U c a f e を開催した。東京の I J U c a f e は、東京在住の鳥取県出身者が主催したもので、集まった人は、鳥取出身者のみならず東京の人もかなりいたようである。ここでは、集まった人が移住定住先として、魅力ある地域を紹介しあったりした模様である。移住者は全国47都道府県にいたので、すべての都道府県に I J U c a f e ができればという思いである。

③ 取り組みの成果

- ・ 昨年、鳥取県が東京で主催したセミナーにおいて、私は、県からの要請で移住定住・ I J U c a f e について話をしたが、その会場にきていた30代

前半と 40 代前半の 2 組の家族が今年、鳥取市に移住してこられた。そのきっかけとなったのが私の話のようであった。1 組については、県の農業就労の支援制度を活用されている。

- また、さきほどの体験ツアーで鳥取への移住意向をもっている人が 3 組あると説明したが、そのうちの 1 組は鳥取市の街中に住みたいということであり、倉吉に住みたいとした 1 組は、倉吉で「わさびづくり」をしたいということであった。
- そのほか、広島県などからも問い合わせや相談があるほか、震災の関係で東京からも相談がある。これらの人々の中には I J U c a f e へ参加している人もいるため、今後、移住される可能性がある。
- I J U c a f e は成功事例であると考えているため、他県に対しても広くこの取り組みを P R したい。

④ 移住定住を決断する要因について

- 一番は、生活ができるだけの収入が得られる仕事があること、二番は住む場所。そして三番は地域コミュニティであり、町内会・自治会はもとより、頼れる仲間や相談できる仲間がいることである。
- 職と住居については、行政が情報提供しているが、移住者などと直接、接している我々のような団体が、よりリアルなニーズをつかんでいる。また、移住者と地域の人を結びつけるのも我々であり、行政にはできない。したがって、行政は、我々のような活動をサポートするとともに、お互いの役割分担と連携のもとに移住促進を図る必要がある。移住者がまず相談するのが行政の窓口であるが、窓口では対応できないことも多い。
- 住居に関しては、空き家はたくさんあるが、賃貸などの物件はあまりないのが実情。街中については、安いお金で貸して家を傷つけられても困るので貸さない。また、田舎は仏壇があるという理由などで貸さないという状況である。ただ、中には貸しても良いという人もいるので、所有者を探し、物件を拾いあげていかなければいけないと思っている。

⑤ 移住定住の課題

- 移住定住でネックになるのは仕事である。鳥取の中山間地域には、田畑がたくさんあるが、生活していけるだけの対価が得られるほどの仕事がない。もちろん住居も大切だが、住居の方は何とかなる。

鳥取県は一次産業が盛んであり、農家の人々はおいしいものを作っている

が、ブランド化するなどのプロモーション力が弱い。そこで、都市部から移住してきた若者のセンスをうまく活用することが大事である。

- ・ また、林業についても可能性があると思う。岡山県の西栗倉村では、木材を加工して工芸品を売り出しているが、これが観光にもつながり、さらには、まちづくりにもなっている。
- ・ 畜産についても可能性があると思うが、第一次産業は厳しいながらも次のステージに向かう必要がある。これに刺激を与えるのが、移住者の方々であったり、我々のような活動をしている人間だと思っている。

⑥ 行政との連携等

- ・ 最近になって、I J U c a f e に行政の人も参加するようになってきたが、行政ができることと、我々のような団体ができることを線引きして取り組むことが大切である。具体的には行政には信頼と予算がある。他方、N P O は自立できていない部分もあるが、現場のリアルな部分に接しているので、これらをいかに連携させていくかが重要である。
- ・ その意味では、田舎暮らしの応援団が、今年度、「ふるさと鳥取定住機構」からの委託を受けて、田舎暮らしの体験ツアーを企画しアテンドしたが、その成果が表れてきた。したがって、来年度も、このようなツアーを2回くらいは実施したら良いと考えている。
- ・ さらには、鳥取・姫路道路が開通するので、関西圏にも、もっと打ってでるべきだと思う。また、中国地方については、行政と団体が集まり、団体の活動を発表するなどの勉強会を開催できたらと思う。費用は行政に負担してもらわないといけないが、地域・県域を越えて、いろんな団体の話を聞くことは参考になるし、「中国5県でおもしろい取り組みをはじめたよ」ということになる。
- ・ 我々は、行政から補助金などを一切もらっていないが、自立していくためには、我々の活動をソーシャルビジネス化していく必要があると思う。つまり移住者が抱えている課題（仕事がないなど）と中山間地域が抱えている課題（農業の後継者がいないなど）を、うまくマッチングさせるビジネスによって解決し、地域を活性化させていきたい。

⑦ 苦勞している点および行政に求めること

- ・ I J U c a f e を手弁当で実施してきたことは自慢であり、これからも会費により実施していくことは可能であるが、それだけでは効率的かつスピー

ドのある取り組みができない。これを改善するには行政の力が必要である。例えば広報。メディアとのコラボにより、自分たちの良い活動を広めていくことが必要だが、我々には、これを行う専任の人間がいない。したがって、このような役割を行政に担っていただきたい。

- 行政の方にも、連携をとるために、もっと I J U c a f e に個人的に参加してもらって、リアルな現状を交流の中で感じて欲しい。

(2) NPO法人結まーるプラス（島根県江津市）

（ヒアリングの相手方：河部理事長）

① 定住促進の取組経緯等

a. 石見地域の魅力発見

- ・ 私は長い間、東京でマーケティングプランナーの仕事をしていたが、1999年に夫の故郷である当地にやってきた。しだかつて、夫はUターン、私はIターンである。
- ・ 私は長い間都会暮らしであったため、田舎暮らしにあこがれていたが、暮らしてみると思った以上に、ここには宝物である地域資源があることに気付いた。都会からみると、島根は過疎地、保守的というイメージがあったが、当地に来てみると、天気は良く、アクセスも良い。しかも人が明るいなど、石見地域は、我々が抱いていたイメージとは大きく異なっていた。

b. 石見地域の魅力発信

- ・ 当時、この地域ではパソコンやインターネットは普及していなかったが、私はプランナーであったため、インターネットを使って、何とかこの地域の魅力をPRしたいと考えていた。
- ・ その頃、地元のゼネコンの副社長から「地域振興のホームページを立ち上げたいので編集長をやってもらいたい」との要請があり引き受けた。このホームページは「石見マガジン」というものであり、石見、大田、益田、津和野など石見地域の美味しいものや文化、歴史、温泉、観光地など取材して情報発信した。この活動をはじめたのは2000年からであるが、もともとはこちらで活動するつもりはなかった。しかし、この地域の素晴らしさに惚れ込んで活動するようになった。

c. 定住促進等の取り組みの開始

- ・ 私自身ここに暮らして、田舎暮らしの良さを実感したので、島根県や国の様々な事業を活用して、「田舎暮らしツアー」や「グリーンツーリズム」、「農村体験プログラム」など、いろんなことを企画していった。その結果として、ツアーで来た人が移住したり、足しげく訪れるようになった。これが定住促進や交流促進につながった。
- ・ さらに、ここを訪れた人々が、この地域の美味しいものなどの地域資源探しをはじめたことがきっかけとなり、これらの地域の宝を売ってはどうか、ネット通販したらどうかという提案があった。これが「コミュニティビジネス開発支援」事業につながった。

d. NPO法人化

- ・ NPOにしたのは、平成15年の平成の大合併が契機である。当時、江津市にはNPOが一つもなかったのもので、地元の行政職員からNPOをつくり、将来的には行政サービスの代行を視野に入れてはどうか、という話が

あったのがはじまりである。

- それまでの我々の活動は、都市住民に対して地域の良さをアピールする攻めの活動であったが、NPOにすることによって、これからは守りの活動もやろうということになった。つまり、地域をよく見ると、「耕作放棄地」や「空き家」、「高齢者を騙す悪徳商法」など、地域そのものにも課題があったので、平成16年にNPO法人化し、これらの課題解決に向けた取り組みを開始した。

② 定住促進の問題点と取り組みのポイント

a. 問題点

- そもそも定住促進については、人口が減って寂しいからということから行っているものではなく、田舎暮らしをしたいという人に、こんな素晴らしいところがあることを教えてあげたいということで始めたものである。
- 定住促進については、最近あまり力を入れていないが、その理由は2つある。一つは、リーマンショック以降、田舎に仕事がないからである。したがって、来たい人がいても仕事がないため、無責任に来てくださいとは言えなくなった。リーマンショック前は、むしろ住むところの方が大変だったが、今は住むところは何とかなるが仕事がない状況である。地元の人の仕事もない中で、他地域の人の仕事の世話ばかりしているわけにはいかない。二つめは、これまでは若い人がやってきて、子どもが生まれていたが、田舎では子育てにお金がかかる、教育の面でも不利になるといった理由により、この地域から出て行く人も多くなったことが挙げられる。

こういう状況を考えると、定住促進に向けては福祉、医療、教育といった環境整備が必要であると感じている。

- また、定住促進が地域間競争になっており、私が目指した方向性と異なっている面があることも、志が萎えつつある要因である。

b. 取り組みのポイント

- 定住促進においては、地域の一人一人を元気にすることが非常に重要である。後に述べるおじいさんのような取組事例が交流促進・定住促進につながると思うし、ひいては地域がハッピーになる。したがって、定住促進については、その政策よりも、まず地域を元気にすることが大切。これによって町が活性化し交流人口が増える。そして、これが定住につながれば良いと考えている。

我々は、この町の目指すべき方向は「元気な高齢者の町」ではないかと考え、後に述べるような事業に取り組んでいる。

- この事例で、おじいさんは、この町を「横笛の里」にしたいと考えている。日本中の笛の注文を受け、日本中の子供達の笛をここで作りたいと考えており、我々もビジネスにしたいと思っている。そうすることによって

雇用も生まれる。地域に雇用が増えれば、即、これが定住の玉になる。

- おじいさんの事例のように地元の人が気付かなくても、掘り起こしていけば何かがみつかると思う。大企業が誘致できなくても、もう 2,3 人雇えるような小規模事業が 200~300 できたとするならば、かなりの定住につながる。
- その意味からも、定住促進の一番の近道は遠回りのようだが、一人一人を元気にして地域を活性化することだと思う。この地域にはお年寄りが多いが、お年寄りの方や女性が地域資源だと思う。お年寄りの力をプラスにすると非常に大きな力になるため、私たちは今、その実験的な取り組みを行っているところである。
- 重要な点は、定住促進は目的ではなく、あくまで手段である。何のために定住促進をやるのかが大事である。この地域に住んでいる人々が 50 年後、100 年先も幸せであるためには一定の人口が必要であり、経済的にも潤わないといけない。また、環境も整っていなければならない。その意味からも、定住促進は手段の一つだと考えている。

③ 地域の人を元気にする事業（タブレット講習会）

a. 事業の目的・内容

- 現在、力を入れて取り組んでいる事業として、高齢者向けのタブレット講習会がある。これは、県と協働で実施しているもので、公民館やデイサービスセンターで実施している。この事業を実施している背景には、タブレットが安否確認や買い物、コミュニティビジネスに役立つためである。
- この事業は、中山間地域における生活利便性を高めるには、IT やパソコンを使える人を増やす必要があるということで、まず、出前を含めたタブレットの講習を行い、これをもとに調査研究し、その結果を報告するというものである。
- 有名な高知県上勝町の葉っぱビジネスにおいても、おばあちゃんがタブレット端末を活用し、タイムリーな出荷に役立てているが、現在では、私たちの地域でも、高齢者の方が、地元の産品情報をタブレット端末を利用し発信している。
- タブレットのお年寄り講座については、実に多くの人から、たくさんの声が寄せられている。その一部を紹介すると、「すべてが驚きだ」、「こういうことに使いたい」、「日常生活に便利」、「仕事に活かしたい」、「地域活性化に役立てたい」などである。この取り組みの狙いは、私どもの地域は中山間地域で過疎化が進む一方、世の中は便利になり情報格差が生じているため、この格差を解消することにある。これまでのインターネットは、世の中のリアルな情報の補完的なものであったが、今は、おおもとの情報が盛り込まれており、行政においても、広報はすべてホームページでも発

信している状況になっている。

- これまでお年寄りは、パソコンは難しいということで敬遠されていたが、タブレットだと簡単のため、安心・安全情報や生活便利情報が自分で使えるようになるとともに、趣味・生き甲斐づくりにつながっている。また、デイサービスを利用されている方々についても、おもしろいアプリを楽しんで使うことによって元気になられている。つまり、これから地域が良くなるためには、高齢者が増えていくので、高齢者に元気になってもらおうということで啓蒙しているものである。

b. 成功事例

- 前述のおじいさんの事例を紹介する。

これは、91 歳のおじいさんが、横笛をネット通販している事例であり、よく売れている。このおじいさんは 73 歳で川柳の機関紙の発行やワープロをはじめたが、80 歳でインターネットに出会った。そのとき、趣味で作った横笛を広めようということで、私どものまちづくりグループと一緒に取り組むこととなった。そこでホームページを作ったところ、笛の工房に人が来るようになった。その結果、82 歳で県知事から I T 達者に選ばれ、マスコミの取材も来るようになった。それから 86 歳で本格的なインターネット通販をはじめた。その後、I ターンしてきたイギリスの人が英語でこの横笛を紹介したことから、欧米からの注文もたまにある。また、このおじいさんの横笛が良いからといって、毎年、高知のよさこいの連がここに来て踊ってくれている。この笛が交流のはじまりである。このおじいさんの効果で、インターネットをやってみようという高齢者が増えている。交流促進ということでいろんな人がここにやってくる。この横笛は地域の P R や交流促進になっているのみならず、他地域ではこの笛によって、祭りが継続・伝統が守れたという事例もあり、他地域の活性化にも貢献している。このおじいさんは、ここで I ターン者や、インターネットに出会ったことにより、前述のような素晴らしいことをやっており、これが定住促進につながっている。

(3) 株式会社西栗倉・森の学校（岡山県西栗倉村）

（ヒアリングの相手方：ツアー担当 坂田氏）

西栗倉・森の学校は、定住促進を直接的に取り組んでいるわけではないが、森林という地域資源を活かした産業振興により新規雇用、I ターン者の増加を生み、移住・定住促進に結びついている事例である。

① 西栗倉村の取り組み

a. 西栗倉村の概要

- ・ 西栗倉村は岡山県北東部の吉井川源流域に位置する人口 1,556 人(2012 年 12 月末現在)の小さな村である。I ターン者などによる人口流入はあるものの、高校、大学進学世代を中心に年度末に数十人単位で流出し、高齢で亡くなる方も増えていて人口は年々減少している。高齢化率は約 32%で、最近では I ターン者が子育てをしたり、若者の割合が増えたことで、その数字は抑えられてきている。面積は 5,793ha で森林が面積全体の 95%を占めていて、森林率が非常に高いのが特徴である。森林の 86%は人口林。昭和 30 年代の全国的な拡大造林政策により、同村でも薪炭備林の植林を行ったため、40～50 年生の木が多い。
- ・ 主な産業は林業、農業、観光業である。一番の産業はスギ、ヒノキを中心とした林業で、個人の製材所が 3 件、大工が 20 人以上いる。林業従事者には 60 歳を過ぎた方が多く、働き手の高齢化が課題である。一方で農業従事者の割合は小さい。観光業では、村が 100%出資する「財団法人森の村振興公社」が道の駅、日帰り入浴施設、国民宿舎などを運営管理し、60～70 人の雇用を担っている。

b. 西栗倉村の森林再生に向けた取り組みの経緯

- ・ 村の取り組みのきっかけは、2004 年の 7 市町村の合併協議からの離脱にある。特に財源があった訳ではなく、合併離脱の決断から村の自立と雇用創出を目的に、森林再生に向けた取り組みが始まった経緯がある。
- ・ 2004 年に合併協議離脱と時を同じくして、総務省による「地域再生マネージャー事業」のモデル事業に採択され、民間コンサルタント業者を入れて取り組みは始まった。
- ・ 2005 年に前村長の道上氏により、「50 年前に子孫のために植林した人々の想いを大切にして、立派な百年生の森林に育てるため、もう 50 年あきらめずに村ぐるみで挑戦しよう」という「心産業」のコンセプトが提唱され、こ

れが後に同村の「百年の森林構想」へと繋がっていく。

- ・ 大きな起点となったのは 2006 年の「木の里工房木薫」の設立である。もともと村出身の森林組合で働いていた方が、直接自分たちで山の管理から、製造、販売まで行うことで採算を確保しようと、地域の若者達数人で起業した。保育家具・遊具の製作を BtoB で手掛けていて、現在では従業員 10 名以上の企業となっている。
- ・ 翌年 2007 年、役場内に「村の人事部」と呼ばれる「西栗倉村雇用対策協議会」が、外部から新しい力を入れる目的で発足した。製材、設計・製造、営業・販売など、各部門の人材ニーズを汲み取ったうえで、都会で就職説明会を開き、外部からデザイナーを雇うなど村内事業者と求職者とのマッチングを図った。4 年間で 33 家族 56 人の I ターン者を受け入れの実績があり、その 8 割の方が定住している。そのほか、役場が空き家改修を行い、協議会は低価格での賃貸を仲介し、就業希望者に研修から就職までのサポートを受け持った。そして、その機能を後述の「百年の森林事業」へ引き継ぐとともに、国の支援事業の期間終了に伴い 2011 年にその役割を終えている。

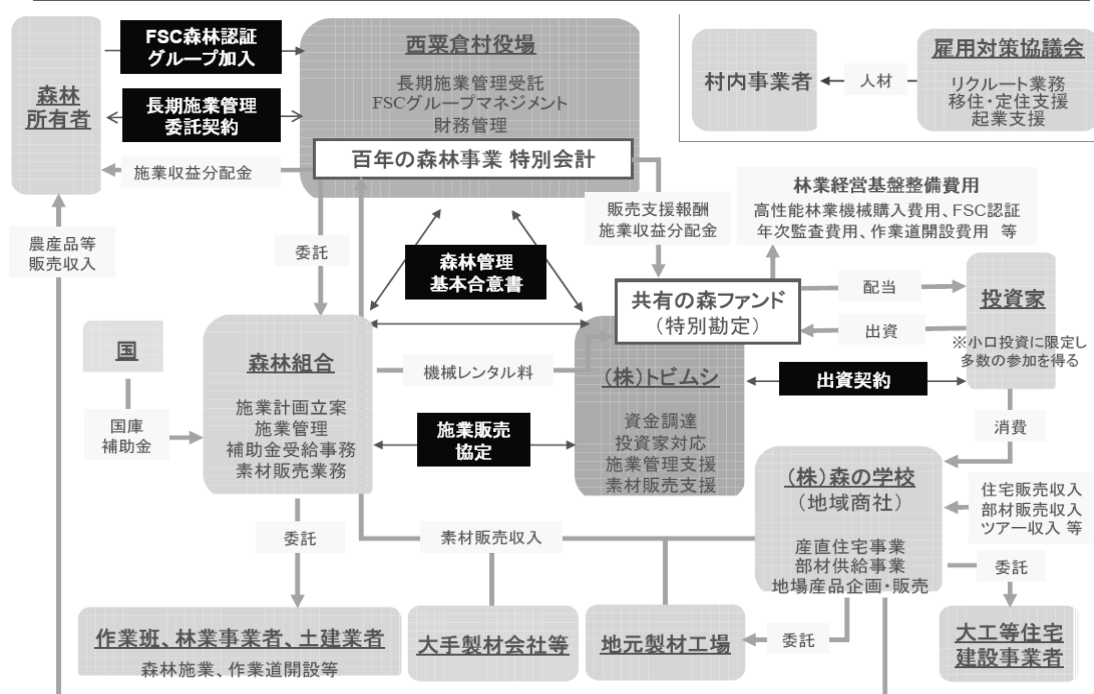
c. 西栗倉村・百年の森林事業の概要

- ・ 「西栗倉村・百年の森林事業」は、西栗倉村役場と美作地域の森林組合と(株)トビムシの三者の契約により行われている第三セクター事業である。
- ・ 村役場は個人の森林所有者の土地を無償で預かり間伐をして土地の集約化を図っている。1~10ha 程度の森林所有者が多数いて作業が非効率なため、村役場が山を集約化し一元管理することで、作業機械を導入した間伐など効率的な作業が可能となった。
- ・ 従来の森林組合の間伐面積は年間 50ha 程度であったが、集約化により年間で 200~300ha の間伐を行う必要が生じた。広域合併した森林組合では西栗倉地区だけのために 1 台 1 千万円かかる機械を導入できない事情もあり、(株)トビムシが投資会社を仲介して「西栗倉・共有の森ファンド」を立ち上げ 1 口 5 万円で出資を募り、集めた資金で間伐機械を購入し森林組合にレンタルしている。森林組合にとっては初期コストを抑えて、間伐面積を増やしていけるメリットがある。
- ・ 切り出した間伐材は、市場を通さず森林組合が直販したり、森の学校が仕入れて家具や床板に加工して販売している。
- ・ 従来は間伐作業や流通、加工に関わる人材の獲得を西栗倉村雇用対策協議会が担っていたが、現在では一通りの人材が確保できていて、事業体もそれ

ぞれ軌道に乗って独立運営が可能となったことから、それぞれの事業体で必要人数を募集するまでになっている。

- ・ 百年の森林事業によって雇用対策協議会の事業の中で 40 名以上の移住者を受け入れ、約 60 名の森林関連の新規雇用が創出されている。その職種は多岐に渡り、森林組合に属して山で作業をする方、家具職人として個人で起業される方、地域に生育するミツマタの原木を切り出し出荷したり、和紙に加工する仕事を「地域おこし協力隊」として参加されている方など、さまざまである。

西栗倉村・百年の森林事業 全体概要図



(出典：同社のホームページより転載)

d. 事業内容

◇ 百年の森づくり事業（団地化による集団間伐実施計画）

- ・ 村有林と民有林の約 3,000ha の間伐を目指すもので、村と山林所有者との間で 10 年間の委託契約を結び、村が山林を 41 の区画に団地化し一括管理する。村は美作森林組合に施業を委託する。所有者・地上権の変更を行わず、森林所有者の施業費負担はない。間伐した木材の販売収益は村と所有者に 1/2 ずつ分配される。これまでに森林保有者 1,300 名のうち、460 名から私有林 950ha (全森林面積の 30%) の委託契約が締結されている。村民向けに「森林づくり発見ツアー」を実施し事業に理解を得る取り組みも行っている。

◇ 西栗倉村・共有の森ファンド

- ・ (株)トビムシが東京の金融投資会社を通じて西栗倉村の樹齢 35～50 年のスギ・ヒノキ材を対象とした森林施業, 木材販売支援を目的にファンドを募集, 東京地域を中心に 423 人のメンバーから 1 口 5 万円で 42 百万円超の資金を集めた。集めた資金で集約化した土地に作業道を作り, 高性能な林業機械を導入して間伐を効率化し施業コストの低減を図っている。機械の操作は若者の方が得意とするところでもあり, 林業の作業が若者の働き場所になっているところも, 事業の成果のひとつである。

◇ 西栗倉・木の家モデルハウス

- ・ あわくら杉, 檜材の普及推進とブランド化, 西栗倉産材を使用した産直木造住宅の販売促進, 職人の伝統的な技術を活かした意匠性の高いモダンな木造住宅の展示を目的にモデルハウスを建築している。

② 地域資源を活かして地域商社として運営を行う「西栗倉・森の学校」事業

- ・ 西栗倉・森の学校は, 廃校した旧影石小学校を拠点として 2009 年に設立された。現在従業員は 29 名である。地域で切り出した原木を加工し最終製品を直接販売している。2010 年には廃工場を借りて木材加工工場(ニシアワー製造所)を設立した。木材の販売益を収入源として, 原木の切り出しから製品加工・販売までを一貫して取り扱う 6 次産業化を目指している。オフィス・店舗の内装材, 家具・雑貨からワリバシまで, 間伐材からさまざまな商品を生み出している。
- ・ 内装材では間伐材を使って, 50cm 四方の木片タイルを床に敷く「ユカハリ・タイル」や, 小さな小口片を張り合わせた「コグチタイル」などを開発, 地元の工務店などに販売している。間伐材から内装材の大きさがとれない部分はワリバシに加工し販売している。多くの輸入ワリバシが森林を破壊しながら収穫された原木から作られているのに対し, 西栗倉のワリバシは間伐材から作られているため, 使えば使うほど森林再生に貢献できることがセールスポイントである。オフィスの床板に置くだけの木片タイルは, 敷設が簡単で現状復帰もすぐでき費用も安く済むため, 非常に好評である。
- ・ そのほかに, 廃校となった小学校の教室を工作室, カフェ, 家具・雑貨の展示, 地元農産加工品の販売に利用するほか, こちらでツアー, イベントの企画も手掛けている。外部より飛騨高山で修行した木工職人が工房を構えたり, 和紙の製作なども行っている。
- ・ また, 年間約 500 人を集客する体験ツアーにより, 村外の地域との交流が

促進されるとともに、体験ツアーが移住定住の動機付けにも一役買っている。さらに、WEB サイトの運営によるイベント情報の発信や、ソーシャル・メディアを活用して西栗倉ファンを拡大し、お互いにコミュニケーションを図る、地域のメディア事業にも力を入れている。

- 間伐による森林の再生で自然資本を回復し、都会の人と村民の関係を構築しながら、地域資源を活かして地域経済、生態系の循環を図り、10 年後、50 年後と、より多くの価値を共に分かち合える豊かな地域づくりを目指している。

第Ⅳ章 移住定住促進に向けた効果的な方策（提言）

第Ⅲ章においては、中国 5 県および移住定住に積極的に取り組み効果を挙げている市町や団体へのヒアリング結果をとりまとめた。

これらの結果を踏まえて検討のうえ、効果的な施策や取り組み、さらには根本的な方策提言を以下のとおりとりまとめた。

1. 現状の取り組みを踏まえた効果的な方策

（1）移住ステップに対応した県・市町村・地域住民・団体の連携

- ・ 移住は、多くの人にとって人生最大の決断の一つであり、最終的に移住に至るまでには、移住目的によっても異なる面があるが、概ね、次のようなステップを踏むことになる。

① 移住希望地の情報収集

- ・ 地域の環境（自然環境、病院、幼稚園・学校、店舗等）
- ・ 移住希望地での「職」と「住居」の確保が可能な
- ・ 移住者に対する支援事業の内容

② 移住・交流体験

③ 「職」と「住居」の確保

④ 移住の実施

⑤ 地域コミュニティへの溶け込み

- ・ これらのステップを着実に推進し、移住に結びつけていくためには、県・市町村・地域住民・団体等が連携するとともに、それぞれの立場に応じた役割を適切に果たしていく必要がある。

（2）市町村における推進体制の整備

- ・ 移住定住の推進に向けて、中心的役割を果す必要がある関係主体は市町村であり、市町村においては推進体制などを整備し、本格的な取り組みを行う必要がある。

① 推進組織の設置、専任者の複数配置

- ・ 移住定住を決断する要因としては、「職」、「住居」、「医療」、「子育て」をはじめ様々な要因があるが、これらは通常、それぞれの担当部門が所管し、業務を遂行している。

したがって、移住定住に関する施策や取り組みを総合的に調整する部門横断的な組織がなければ、効果的な移住定住の取り組みはできないと考えられる。

- ・ 今回、ヒアリングした市町すべてにおいて、定住促進を担当する部門を設置しているか、もしくは定住促進に関する専任者を配置して取り組んでいる。中でも島根県邑南町では「定住促進課」を設置し、課長以下7名に加え、定住コーディネーターを配置するなど、本格的に移住定住に取り組む姿勢が伺われる。
- ・ どのような体制で取り組むかについては、市町の事情なども絡んでおり一概にその是非を論ずることはできないが、情報発信、各種事業の実施を含め対応業務は多岐にわたるため、専任の職員を複数配置することは欠かせないと考えられる。いずれにしても、移住希望者のニーズに適切に対応できる取り組みがなされ、その効果がでる体制を構築すべきである。

② 相談窓口の設置によるワンストップ対応

- ・ 鳥取市では、「鳥取市定住促進・Uターン相談窓口」の設置により、移住定住希望者の様々な相談をワンストップで対応したことは、移住定住者ニーズに応える意味で大きかったようである。邑南町では「定住促進コーディネーター」が、また、岩国市では「U・J・Iターン相談員」が、この役割を担っているが、笠岡市、萩市についても相談窓口によりワンストップで対応している。
- ・ 移住希望者の最初の入り口での対応が、その後の移住定住実現への大きな鍵を握っていることから、定住促進に積極的に取り組んでいる自治体は、相談窓口などを設置して対応しており、未設置の自治体は、この取り組みを参考にすべきである。
- ・ また、鳥取市や萩市では、移住の決断の決め手になったのが、「職員のきめ細かな対応」だったとする人もおり、相談窓口や職員の存在と親身になった対応の重要性が伺われる。
- ・ なお、島根県では県内の全市町村に、初期の相談から定住後のフォローまで一貫してサポートする「定住支援員」を配置している。

(3) まちづくり・地域づくりの将来ビジョンの策定

- ・ 移住定住促進の取り組みの目的としては、持続可能な地域づくりや地域活性化であることは言うまでもない。したがって、幅広い様々な人々に移住定住してもらうことが一般論としては大切である。しかしながら、各市町村の特性を踏まえながら、どのような地域づくりを目指すのかといった将来ビジョンを策定し、このビジョン実現に向けた人材の移住定住を推進することも

重要だと考えられる。

- ・ 邑南町では、次世代を担う人材育成が重要だとの認識のもと、「日本一の子育て村」を掲げ、若者や子育て層を中心とした移住定住促進施策を講じている。
- ・ なお、江津町の「e まーるプラス」の理事長も移住定住促進は、目指すべき町の実現に向けた手段だと話されており、大いに参考にすべき点である。

(4) 効果的な情報発信による働きかけ

① ホームページの内容充実

- ・ 移住を検討している人が、まず、情報を入手する手段は県や市町村のホームページだと考えられる。

その意味では、自治体のホームページから定住促進に関するサイトに容易にアクセスできるようにするとともに、移住希望者が欲する多様な情報をいかに整理し、分かりやすく提供するかが重要である。

- ・ 多くの自治体で定住促進に関するサイトを立ち上げているが、市町村のホームページのトップページに定住促進の表示が示されていないケースも見受けられる。その結果、定住促進のサイトにたどり着く前に、当概自治体は、検討対象から除外されることになりかねないので、アクセスしやすいように工夫する必要がある。

② 地元情報の定期的な発信

- ・ 県外への進学者を卒業時点で県内に呼び戻すことは、Uターンの推進にとって大切な事項であると考えられる。そのためには、県外への進学者に対して就職情報をはじめとする各種県内情報を送り、常に地元を意識する働きかけが重要である。

- ・ 因みに、島根県では県外への進学者に対し登録を促し、地元の企業情報や採用情報を送っている。ただ、島根県では登録者が3割にすぎないとし、登録率を高める必要があるとしている。

また、鳥取県でも同様に、県外の大学への進学者うち、登録者に対し、求人情報をはじめとする各種情報をメルマガにより発信している。

- ・ さらに、窓口での相談者や都市圏での定住フェアへの来訪者には、希望確認のうえ、就職情報や空き家情報などを地道に発信することが移住につながる可能性もあり、取り組む価値がある。

(5) 移住定住のための仕事と住まいの確保

① 仕事の確保

- ・ 移住定住を決断する際の大きな要素として、仕事の確保が挙げられる。
これについては、ハローワークなどとも連携しながら、移住定住希望者に対し職業紹介をしている自治体も多い。また、起業化支援事業を実施している自治体もある。
ただ、人口の社会減の大きい自治体では、「雇用の場」が少ないのが実態であり、この雇用の場の創出が非常に重要である。
- ・ 各自治体においても、これを解決すべく産業振興に取り組んでいるが、企業誘致は難しい状況にあり、内発型の新事業・新産業の創出が求められる。
とりわけ、中山間地域や島嶼部では、農林水産業などの地域資源を活用した新たなビジネスを小さくても数多く創出し、雇用創出につなげる必要がある。
他方、農林魚業については後継者不足があるが、移住希望者の中には、これらの業種に携わりたい人もいるため、後継者育成に向けた行政支援も大切である。

② 住まいの確保

- ・ 移住定住を決断する際のもう一つの大きな要素として住まいの確保があり、今回ヒアリングした自治体の多くが「空き家バンク」制度を構築し、情報発信している。
しかしながら、市町の中心部はともかく、中心部から離れた中山間地域では、移住希望者に情報提供する空き家物件が少ないのが実情のようである。
とりわけ少ないのが賃貸物件であるが、これは、移住希望者の多くが途中で移住を断念することも考慮し、賃貸物件を希望する傾向にあるためである。その一方で、空き家物件の所有者も売却はおろか賃貸さえもしたくない人も多いようであり、このことも賃貸物件不足の要因として挙げられる。
- ・ 他方、売却物件については、かなり老朽化しているものが多く、修繕に多額の費用を要するようである。自治体の中には、一定の金額を上限とした助成制度を設けているところもあるが、実際の修繕には助成金をかなり上回る費用がかかるケースが多いため、売却物件が成約に至らない大きな要因になっている。
- ・ この問題に対しては、市町と地域の住民団体などが協力して空き家となっ

ている物件を細かく調査し、その所有者と交渉のうえ、空き家バンク登録をお願いすることが求められる。

数多くの物件情報が登録されれば、その中には、移住希望者ニーズに近い物件も出てくる可能性があるため、この空き家バンク情報の充実が重要である。

（６）移住定住者に対するきめ細かなフォローアップ

- ・ 移住定住者の中には、移住後 1, 2 年で元の地域に帰っていく人も少なからずいるようである。各市町の相談員は移住前から移住後のフォローまで一貫して対応することになっているが、特に、移住後のフォローについては、あまり手が回っていない状況があるようである。
- ・ 移住者の中には、様々な悩みなどを抱えている人も多いため、行政と地域の団体等との連携によって、これを解決する取り組みが必要であり、移住定住の継続につなげることが大切である。
- ・ その意味で、倉吉市の「田舎暮らしの応援団」が行っている、移住者や地域の皆さんの交流の場である「I J U c a f e」の活動は、非常に有効な取り組みである。移住者同志で、それぞれの悩みを話し合い、また地域の人々と交流することで相互理解を深めているが、これが移住継続に大きく貢献している。

（７）詳細な転出入データの整備と分析

- ・ 各県・市町では、転出者や転入者に関するある程度のデータ整理がなされているものの、男女別、年齢別、理由別の転出先・転入元などの詳細データまでは整理・分析されていないのが実態のようである。

これらのデータを経年的に整理・分析することによって、その特徴や傾向が多少なりとも見出せれば、移住定住の取り組みの参考になるものと考えられる。

ただ、転出入の理由に関しては、転出入届けにおいて記載義務はないので把握が困難である。したがって、記載に協力いただいた方の情報の範囲内での整理になるのは止むを得ない。

2. 人口の社会減抑制のための根本的な解決策

○ 地方分権国家への転換

- ・ これまで述べたとおり、各県や市町・団体の移住定住に向けた積極的な取

り組みにより一定の成果がみられるが、実態からみれば、いかに熱心に取り組んでも社会減の抑制および解消には限界があると考えられる。

その要因は、まさに東京一極集中の構造であり、この中央集権的な国の形を変えなければ、この問題の根本的な解決にはつながらない。第Ⅰ章で示した人口の社会増減をみても東京をはじめとする南関東が大きく増加しているのに対し、他の地方は軒並み減少している。移住定住促進に向けた地方の積極的な取り組みも大切であるが、地方における多数の社会減を真に解消するためには、地方が自らの権限と財源により、魅力ある地域づくりに取り組むことのできる地方分権国家への転換こそが、この問題の解決には欠かせないを考える。

**中国地方における人口の社会減抑制のための
移住定住促進方策調査報告書**

平成 25 年 3 月

中国経済連合会

〒730-0041

広島市中区小町 4-33 中国電力 3 号館 3 階

TEL (082) 242-4511 FAX (082) 245-8305